

17 鹿児島県環境基本計画の進捗状況

鹿児島県環境基本計画に対する平成24年度の施策等の進捗状況（実施状況）は次のとおりです。

NO	第4章 施策の展開	主務課	平成24年度の進捗状況（実施状況）
	第1節 地球を守る脱温暖化への貢献		第1節 地球を守る脱温暖化への貢献
	1 温暖化防止に向けた気運の醸成		1 温暖化防止に向けた気運の醸成
	(1) 地球環境保全活動の推進		(1) 地球環境保全活動の推進
001	○県地球温暖化対策推進条例や県地球温暖化対策実行計画、県新エネルギー導入ビジョンに基づき、地球環境保全活動を推進します。	地球温暖化対策課	○地球環境を守るかごしま県民運動推進大会や県政出前セミナー県ホームページ等で周知。
002	○地球環境の保全に向け、県民や事業者、行政が連携・協力して、自主的に取り組む「地球環境を守るかごしま県民運動」を推進します。	地球温暖化対策課	○「地球環境を守るかごしま県民運動」の推進を図るため、県民運動推進大会（平成24年6月）を開催するとともに、県民運動推進員の研修会を県内5箇所で開催。
003	(2) 推進体制の整備等 ○本県の自然的・社会的条件に応じて、県地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガスの排出抑制等の施策を総合的かつ計画的に進めます。	地球温暖化対策課	(2) 推進体制の整備等 ○庁内における地球温暖化推進本部幹事会を開催し、各省庁における対策・施策や先進地事例等の情報提供を行い横断的に取り組んでいる。
004	○地球温暖化防止活動を県民が一体となって推進するため、地球環境を守るかごしま県民運動推進会議等の活動を促進するとともに、県や市町村、関係団体の連携を強化し、県民の環境保全意識の向上に努めます。	地球温暖化対策課	○企業、民間団体、行政の167団体が構成団体である「地球環境を守るかごしま県民運動推進会議」において総会、県民運動推進大会等を実施。
005	○県民がいつでも新エネルギーに関する情報が入手できるように、ホームページ等により新エネルギーに関する情報提供を行います。	地球温暖化対策課	○県ホームページや新エネルギー・環境フェア等を活用し、新エネルギーに関する情報を提供。
006	○「県地球温暖化防止活動推進センター」を中心に、地球温暖化防止に関する情報提供など自主的な取組や団体の活動を促進します。	地球温暖化対策課	○平成16年6月に、本県の地球温暖化対策の普及啓発の拠点となる「県地球温暖化防止活動推進センター」を指定し、情報提供などを実施。
007	○県民や事業者の温暖化防止活動への指導・助言を行う「地球温暖化防止活動インストラクター」の活動を促進します。	地球温暖化対策課	○地球温暖化対策に関して知識を有し、普及啓発等の活動・指導経験のある9名を平成24年4月地球温暖化防止活動インストラクターとして委嘱（H24.4～H26.3）。
008	○「かごしま環境パートナーズ制度」に基づく協定締結をさらに進め、協定締結企業と連携・協働した環境保全対策を推進します。	地球温暖化対策課	○「かごしま環境パートナーズ制度」に基づき、協定を締結した企業との協働による環境保全対策を推進。
009	○「こどもエコクラブ」の活動支援など環境学習の推進を図ります。	地球温暖化対策課	○活動事例集を作成、環境学習ポータルサイト「かごしまeco-ネット」を活用して情報を提供。
010	○子供たちの環境に対する理解や意識を高めるため、「かごしまこども環境大臣」の取組をさらに推進します。	地球温暖化対策課	○県内各地の環境保全活動を積極的に実践している小中学生6名を、こども環境大臣に任命。 ○こども環境大臣サミットを8月9～10日に開催。かごしまこども環境宣言2012を作成。 ○県内で開催された様々な環境イベントへの参加。
011	○県庁環境保全率先実行計画に基づき、県自ら率先して地球温暖化防止活動に取り組みます。	地球温暖化対策課	○県自らが、事業者・消費者として、地球温暖化防止など環境保全に向けた取組を実施するため、「県庁環境保全率先実行計画」に基づき省エネルギーやリサイクルの徹底など、日常の行動を通じた環境への負荷の削減を推進。また、「県環境物品等調達方針」を定め、グリーン購入を推進。
	2 温室効果ガス排出削減対策の推進		2 温室効果ガス排出削減対策の推進
	(1) 二酸化炭素の排出抑制		(1) 二酸化炭素の排出抑制
012	○県地球温暖化対策推進条例に基づき、県民や事業者、行政が一体となった温室効果ガスの排出抑制の取組を推進します。	地球温暖化対策課	○「県地球温暖化対策実行計画」及び「県新エネルギー導入ビジョン」の周知を図るため、県民運動推進大会や県政出前セミナー等での周知。 また、29の特定事業者から提出された温室効果ガス排出抑制計画書及び123の特定事業者から提出された実施状況報告書の公表。
013	○世界自然遺産の屋久島において、石油類を燃料とすることなく、CO ₂ の発生が実質的に抑制された先進的な地域づくりを促進する「屋久島CO ₂ フリーの島づくり」を推進します。	地球温暖化対策課	○かごしま低炭素社会モデル創造事業（屋久島）として、専門家による研究会や屋久島低炭素社会地域づくり協議会の開催、電気自動車及び電気自動車用充電設備の導入助成、屋久島CO ₂ フリーの島づくりサポーター制度の実施、モデル集落における住民主体の取組促進を実施し、「屋久島CO ₂ フリーの島づくり」の取組を推進。

014	○ノーマイカーデー、エコ通勤等の公共交通機関や自転車の利用促進、アイドリングストップやエコドライブの啓発に努めるとともに、走行時に二酸化炭素を排出しない電気自動車などクリーンエネルギー自動車への転換を促進します。	地球温暖化対策課	○「地球環境を守るかごしま県民運動」において、重点行動項目を決めて実践行動を推進。 また、関係市、運輸事業者及び経済団体等で構成する「鹿児島都市圏地球温暖化防止交通対策協議会」において、鹿児島都市圏における通勤手段を、可能な限りマイカーから公共交通機関等へ転換を進める「エコ通勤」に取り組み、自動車・バイク通勤者を対象とした毎週水曜日のバス・市電の運賃を割り引く「エコ通勤特別割引制度」を実施。 「エコ通勤」ポスターやリーフレットを作成し、公共交通機関等の利用促進策を実施。
		交通政策課	○県内の公共交通機関のダイヤ、運賃等の情報を提供する「交通ナビかごしま」を運用。 ○各バス事業者において、運行ダイヤの改善や車両の低床化等利便性向上策や、バスの利用促進策を実施。 ○一部の市町村において、コミュニティバスやデマンド型交通の運行を新たに開始。
015	○長距離物流の効率化及び地球温暖化防止の観点から、陸上トラック輸送から海上輸送又は鉄道輸送への転換を図るモーダルシフトを促進します。	交通政策課	○国土交通省において実施された「モーダルシフト等推進事業」が有効に活用されるように、運送事業者、荷主等に対して周知を行った。
016	○事業者等が自ら削減できない二酸化炭素排出量について、県全体で埋め合わせする「カーボンオフセット」の普及を促進します。	地球温暖化対策課	○事業者、県民などの自発的な温室効果ガスの排出削減を促進するため、「かごしまエコファンド制度」によるカーボン・オフセットの取組を推進。
017	○太陽光による発電など地域特性を生かした新エネルギーの導入を促進します。	地球温暖化対策課	○災害時に地域の防災拠点となり得る民間施設に対する再生可能エネルギーや蓄電池の導入及び住宅用太陽光発電に対する助成を実施。
018	○木質資源や畜産廃棄物、焼酎粕など未利用資源については、バイオマスエネルギーとしての有効活用を図ります。	廃棄物・リサイクル対策課	○廃棄物の適正処理を推進。
		かごしま材振興課	○木質バイオマス利用施設の整備（1施設）を推進。
		畜産課	○鶏ふん発電施設や焼酎粕メタン発酵施設などが稼働中。
019	(2) 廃棄物の減量化・リサイクルの促進 ○廃棄物の減量化を促進するとともに、廃棄物を再生利用可能な資源として捉え、リサイクルを促進します。	地球温暖化対策課	(2) 廃棄物の減量化・リサイクルの促進 ○「地球環境を守るかごしま県民運動」において、重点行動項目を決めて実践行動を推進。
		廃棄物・リサイクル対策課	○「ごみ減量等推進研修会」の開催、「県ごみ減量化・リサイクル推進協議会」において、ごみの減量化・リサイクルの取組を推進。
020	○廃棄物の焼却処理に伴い発生する熱を回収し、発電や暖房等への活用を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○種子島地区広域事務組合において熱回収施設を整備。（平成24年度から稼働）
021	○レジ袋の削減に向けた「マイバッグ運動」を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○10月を「ごみゼロ九州キャンペーン」強化月間とし、その一環として「マイバッグキャンペーン」を実施し、ポスターなど2,000枚を配布して広報・啓発を図るとともに、市町村、関係団体、事業者等に対し協力を依頼。
022	(3) その他の温室効果ガスの排出抑制 (3)－1 環境と調和した農業の推進によるメタン・一酸化二窒素の排出抑制 ○家畜排せつ物等の適正処理と良質堆肥生産技術の開発・普及を通じて、メタンなど温室効果ガスの排出抑制に努めます。	廃棄物・リサイクル対策課	(3) その他の温室効果ガスの排出抑制 (3)－1 環境と調和した農業の推進によるメタン・一酸化二窒素の排出抑制 ○廃棄物の適正処理を推進。
		食の安全推進課	○良質堆肥を活用した健全な土づくりを基本に、環境と調和した農業を推進。
		畜産課	○家畜排せつ物の適正処理を推進するための指導を実施。
		農業開発総合センター	○家畜ふん堆肥等に含まれる窒素が肥料分として利用可能な量の調査を実施。 ○ピーマンの施設栽培における日射比例変夜温管理による二酸化炭素の発生抑制試験を実施。
023	○栽培管理技術の開発・普及を通じて、農地におけるメタン・一酸化二窒素などの温室効果ガスの排出抑制に努めます。	農業開発総合センター	○畑から排出される一酸化二窒素の発生抑制技術開発を共同研究により実施。
024	(3)－2 フロンの回収と適正処理 ○フロン回収・破壊法や家電リサイクル法、自動車リサイクル法に基づき、オゾン層の破壊や温室効果を有するフロン類の適正処理を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	(3)－2 フロンの回収と適正処理 ○フロン回収破壊法（平成13年6月制定）の施行により、平成24年度末現在、業務用冷凍空調機関係の第一種フロン類回収業者379業者が知事登録を受けて、フロンの回収を実施。 ○自動車リサイクル法（平成14年7月制定）の施行により、平成24年度末現在、フロン類回収業者138業者が知事の登録を受けて、カーエアコンのフロン回収を実施。
		廃棄物・リサイクル対策課	○代替フロン等の適正な処理を促進するため、フロン類回収事業者等に対して立入調査を実施。
025	○代替フロンについても、高い温室効果を有することから、関係法令に基づき適正な処理を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○代替フロン等の適正な処理を促進するため、フロン類回収事業者等に対して立入調査を実施。

026	○ノンフロン製品の普及を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○オゾン層保護対策推進月間（9月）等にパンフレットによりノンフロン製品の普及啓発。
027	○フロン回収や破壊に係るチラシやポスター、パンフレット等の配布等により、普及啓発に努めます。	廃棄物・リサイクル対策課	○オゾン層保護対策推進月間（9月）等にポスター、パンフレットによりオゾン層保護、地球温暖化対策に係るフロン類の適正な回収・処理について普及啓発。
028	3 省エネルギー対策の推進 ○毎月5日を「エコライフデー」に設定し、日常生活や事業活動における省資源・省エネルギーに関する意識の啓発を図るとともに、自主的実践活動を促進します。	地球温暖化対策課	3 省エネルギー対策の推進 ○「地球環境を守るかごしま県民運動」においてエコライフデーを定め、月別にテーマを決めて実践活動を促進。
029	○県や市町村、関係団体が連携して、アイドリングストップなどのエコドライブ運動を促進します。	地球温暖化対策課	○「地球環境を守るかごしま県民運動」において、エコライフデーの11月別テーマをエコドライブと定め、エコドライブ講習会、エコドライブインストラクターの養成を実施。
030	○環境への取組を効果的・効率的に行うシステムであるISO14001やエコアクション21など環境マネジメントシステムの導入を促進します。	地球温暖化対策課	○かごしま産業支援センターによるISO14001基礎講座、内部監査員養成講座を開催。 ○簡易型環境マネジメントシステム導入促進のための説明会を開催、パンフレットを配布。
031	○県地球温暖化対策推進条例で規定される特定事業者に対して、提出が義務づけられている温室効果ガス排出抑制計画及び実施状況報告書等について必要な指導や助言を行います。	地球温暖化対策課 管財課	○29の特定事業者から提出のあった温室効果ガス排出抑制計画書及び123の特定事業者から提出された実施状況報告書をHPにおいて公表。 ○鹿児島地域振興局第二庁舎の空調機を省エネ性能の高い高効率タイプに更新した。
032	○省エネ診断や設備投資に関する融資制度など温暖化対策に係る情報の提供を行います。	地球温暖化対策課	○九州省エネキャラバンや新エネルギー・環境フェア等のイベントやホームページで情報の提供を実施。
033	○市街地の緑化の推進や省エネルギーに貢献する環境共生住宅の整備など環境にやさしいまちづくりを促進します。	住宅政策室	○かごしま環境共生住宅について、ホームページによる情報提供。 ○鹿児島県省エネルギー体験住宅を活用し、住宅の省エネルギー化促進の啓発。
034	○省エネ家電やLED照明、高効率給湯器等の導入を促進します。	地球温暖化対策課	○新エネルギー・環境フェアを開催し、省エネ機器製品や環境保全関連機器等の展示などを通じ、普及啓発を実施。
035	○バス交通サービスの充実や在来鉄道の活性化、交通ターミナルのバリアフリー化により、利便性の高い多様な公共交通ネットワークを形成し、公共交通機関の利用を促進します。	交通政策課	○県内の公共交通機関のダイヤ、運賃等の情報を提供する「交通ナビかごしま」を運用。 ○各バス事業者において、運行ダイヤの改善や車両の低床化等利便性向上策や、バスの利用促進策を実施。 ○一部の市町村において、コミュニティバスやデマンド型交通の運行を新たに開始。
036	○事業者における温暖化対策を進めるため、クールビズ・ウォームビズの取組などを促進します。	地球温暖化対策課	○エコスタイル(クールビズ・ウォームビズ)等に取り組む事業所(CO2ダイエット作戦宣言事業所)の募集・登録を行い、宣言事業所に対して地球温暖化防止に係る情報提供等を実施。
037	○LEDを使用した信号機の積極的な導入を推進します。	交通規制課	○LED式の信号灯器を積極的に導入(1,217灯整備)し、交通の安全と円滑化を推進するとともに、二酸化炭素の削減及び省エネルギー化を図った。
038	4 森林の整備・保全の推進 (1) 森林による二酸化炭素吸収源対策の推進 ○二酸化炭素の吸収源として森林の適切な保全・整備を図るため、間伐等の森林整備を通じて、二酸化炭素を吸収し、長期にわたって固定しうる森林づくりに努めます。	森林経営課	4 森林の整備・保全の推進 (1) 森林による二酸化炭素吸収源対策の推進 ○森林による二酸化炭素の吸収・固定機能の維持・増進に資するため、間伐や人工造林等を実施。
039	○公園緑地の整備等による都市地域の緑化に努めます。	都市計画課	○県内において都市公園の整備を進めるとともに、県管理の街路の緑化を実施。
040	○間伐については、市町村を主体とした推進体制を整備し、間伐未実施林の解消や間伐材生産、間伐材利用を進めるとともに、地球温暖化防止に貢献する多様で健全な森林づくりを推進します。	かごしま材振興課	○公共施設の整備や公共土木事業等への間伐材利用を推進するとともに、県産材を使用した木造住宅の建設促進に取り組んだ。 ○健全で多様な機能を発揮する森林を育成するため、間伐推進5か年計画に基づいて地域ぐるみの間伐(5,120ha)を実施。
041	○県地球温暖化対策推進条例に基づき、森林整備等による二酸化炭素吸収量等を県が認証することにより、事業者や団体等における地球温暖化対策の取組を推進します。	地球温暖化対策課	○「かごしまCO ₂ 吸収量等認証制度」により、企業等が自ら行う森林整備活動に伴うCO ₂ 吸収量を認証し、企業や団体等における地球温暖化対策の取組を推進。
042	(2) 多様で健全な森林づくりの推進 ○計画的な森林の整備を推進するため、森林の立地条件や地域特性を踏まえ、長伐期施業や複層林施業、広葉樹林化など多様で健全な森林づくりを推進します。	森林経営課	(2) 多様で健全な森林づくりの推進 ○立地条件や地域特性に即した多様な森林づくりを推進するため、広葉樹林や針広混交林、長伐期林等へ誘導する施業を実施。
043	○森林を社会全体で守り育てる取組として、「環境を育む企業の森林づくり事業」を推進します。	森づくり推進課	○森林づくりへの参画を希望する企業に対し、企画・立案等の助言・指導を実施。
044	○人工林の計画的伐採や地域の特性に配慮した適地適木による伐採跡地の造林、集約的な保育・間伐を進めます。	森林経営課	○森林資源の充実や森林の有する公益的機能の高度発揮を図るため、人工造林(223ha)や下刈(1,093ha)等を実施。
045	○森林の適正管理と併せて保安林の指定の促進や治山施設の整備等を行い、水資源のかん養と災害に強い県土の形成を図ります。	森づくり推進課	○森林における開発行為を適正に行うために、森林法に基づき5件の許可と森林パトロール等による指導を実施。
046	○ふれあいの森や環境保全保安林など森林利用施設の整備、都市近郊林や里山林など優れた自然景観の保全を図ります。	森づくり推進課	○里山林の森林整備を実施。(5市町, 6.66ha)

047	○松くい虫被害の防止や野生鳥獣による農林業被害の防止を図ります。	森づくり推進課 自然保護課	○松くい虫被害を防止するために薬剤の空中散布857ha, 地上散布156ha, 伐倒駆除等7,419m ³ を実施。 ○野生鳥獣による農林業被害を防止するために, 有害鳥獣捕獲等を促進。
5 国際協力等の推進			5 国際協力等の推進
048	○ボランティアや事業者等が行う国際協力に対して, 情報提供などの支援を行います。	国際交流課	○青年海外協力隊の募集説明会等の広報。
049	○環境の状況や環境保全技術について, 情報収集や提供を推進します。	環境林務課	○平成23年度の本県の環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策等について取りまとめた平成24年版環境白書450部を作成し, 関係機関等へ配布。 ○平成24年度実績なし。
050	○大気汚染や水質汚濁等に関する環境汚染物質モニタリングや分析技術に関し, 中国や韓国, 東南アジアを中心に技術者の派遣や研修生の受入れ, 環境情報の相互提供に努めます。	環境保全課	
051	○屋久島の自然を活かしたイベントや国際交流の実施により, 国内外に向けて情報を発信します。	自然保護課	○ニュージーランド(屋久島町:姉妹木盟約)との交流における助成。
052	○酸性雨や光化学オキシダントについては, 国や各県と連携してモニタリングを行い, 実態把握や原因の解明など調査・研究を促進します。	環境保全課	○酸性雨が屋久島原生林の土壌, 樹木に及ぼす影響について樹木衰退度調査を実施した。
第2節 地球にやさしい循環型社会の形成			第2節 地球にやさしい循環型社会の形成
1 廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進			1 廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進
(1) 一般廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進			(1) 一般廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進
053	○「県ごみ減量化・リサイクル推進協議会」や「地球環境を守るかごしま県民運動推進会議」等と連携しながら, マイバッグキャンペーン(買い物袋持参運動)や3Rの取組を展開するなど, ごみの排出抑制等について, 普及啓発を行います。	廃棄物・リサイクル対策課	○10月を「ごみゼロ九州キャンペーン」強化月間とし, その一環として「マイバッグキャンペーン」を実施し, ポスターなど2,000枚を配布して広報・啓発を図るとともに, 市町村, 関係団体, 事業者等に対し協力を依頼。
054	○一般廃棄物のリサイクルのための技術開発を促進するとともに, リサイクル製品の積極的な活用を含め市町村と連携し, 県民や事業者への普及啓発を行います。	廃棄物・リサイクル対策課	○廃棄物全般の減量化・リサイクルの促進を目的に設置した県ごみ減量化・リサイクル推進協議会を開催し, 廃棄物の減量化・リサイクルを推進するための連絡調整, 諸方策についての協議及び情報交換を実施。
055	○容器包装リサイクル法の円滑な運用を図るため, 市町村や関係事業者等に対する助言, 情報提供に努めるとともに, リサイクル関連施設の整備を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○容器包装リサイクル法の円滑な運用を図るため, 市町村に対して, 第6期分別収集計画に基づきごみの分別に努めるよう, 情報提供を実施。
056	○家電リサイクル法に基づき, 対象となる家電4品目についてリサイクルを促進するとともに, 離島地域への指定引取場所の設置等について, 引き続き国等へ要請します。	廃棄物・リサイクル対策課	○家電リサイクル法の円滑な実施を図るとともに, 離島地域における収集運搬料金の負担軽減等について国に要望。
057	○自動車リサイクル法に基づき, 使用済み自動車の適正処理やリサイクルを促進するとともに, 離島対策支援事業を活用し, 離島における使用済み自動車のリサイクルを円滑に進めます。	廃棄物・リサイクル対策課	○自動車リサイクル法の円滑な実施を図るとともに, 離島からの海上輸送費の8割を助成する離島対策支援事業((公財)自動車リサイクル促進センター)の円滑な運用を促進。
058	○「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」に基づく各種リサイクルについての確かな情報の把握に努めます。	廃棄物・リサイクル対策課	○容器包装リサイクル法等リサイクル関連法やパソコンのリサイクルなどについて情報収集を実施。
059	○ごみの分別収集の徹底やリサイクル製品の購入, 詰め替え商品の利用促進など, ごみ減量化やリサイクル等の推進に取り組みます。	廃棄物・リサイクル対策課	○「ごみ減量等推進研修会」の開催, 「県ごみ減量化・リサイクル推進協議会」において, ごみ減量化やリサイクル等の取組を推進。
(2) 産業廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進			(2) 産業廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進
060	○産業廃棄物を多量に排出する事業所等に対して, 排出抑制や減量化, リサイクルに関する産業廃棄物処理計画の作成を指導します。	廃棄物・リサイクル対策課	○産業廃棄物の多量排出事業者(年間1,000トン以上を排出)140事業所及び特別管理産業廃棄物の多量排出事業者(年間50トン以上を排出)24事業所が処理計画を策定。
061	○産業廃棄物情報交換制度がさらに広く活用されるよう普及啓発を行い, 事業者や処理業者間の活発な情報交換を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○産業廃棄物の提供情報304件, 受入情報159件を県ホームページに掲載。
062	○産業廃棄物のリサイクルのための技術開発を促進するとともに, リサイクル製品の利用について普及啓発を行うことにより各種リサイクル製品の市場の拡大に努めます。	地球温暖化対策課	○「地球環境を守るかごしま県民運動」において, 重点行動項目及びエコライフデーの1月, 3月のテーマをごみ減量, 3R運動と決めて実践行動を推進。
		廃棄物・リサイクル対策課	○産業廃棄物の排出抑制, 減量化, リサイクルに資する研究開発の支援等を行う補助金制度を実施(H17~)。(施設整備2件, 研究開発1件)
063	○リサイクル関連企業の立地を促進します。		
064	○県の公共事業等から発生する産業廃棄物の発生抑制や減量化, リサイクルに努めるとともに, 積極的にリサイクル製品の使用を図ります。また, 市町村等の公共事業や民間工事においても同様の対策がとられるよう要請します。	技術管理室	○「県における再生資源活用工事実施要領(土木)」を平成5年4月から運用し, 公共工事から発生する建設廃棄物の「発生の抑制」, 「再利用の促進」, 「適正処理徹底」を実施。 ○国, 県, 市町村, 建設業協会等で組織する「建設副産物対策連絡会議」を県内12箇所設置し, 建設副産物に関する情報交換等を実施。 ○平成14年5月30日からの「建設リサイクル法」の全面施行に伴い, 建設副産物の再資源化等を推進。

065	○排出事業者や処理業者と連携し、食品リサイクル法の円滑な運用を図ります。	食の安全推進課	○関係団体・事業者に対し、法の周知、普及啓発を実施。
066	○産業廃棄物の排出事業者等が実施する施設の整備や研究開発に対し、県産業廃棄物排出抑制・リサイクル等推進事業により助成を行います。	廃棄物・リサイクル対策課	○産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルに資する施設整備及び研究開発に対する補助制度を実施（H17～）。（施設整備2件、研究開発1件）
067	○排出事業者が取り組む環境マネジメントシステムの導入を促進します。	地球温暖化対策課	○簡易型環境マネジメントシステム導入促進のための説明会の開催。
068	2 廃棄物の適正処理の推進 (1) 一般廃棄物処理の促進 (1)－1 廃棄物処理体制の整備 ○県廃棄物処理計画等に基づき、廃棄物の適正処理が円滑に行われるよう引き続き、熱回収施設やリサイクルセンター、最終処分場など廃棄物処理施設の広域的な整備を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	2 廃棄物の適正処理の推進 (1) 一般廃棄物処理の促進 (1)－1 廃棄物処理体制の整備 ○県ごみ処理広域化計画に基づいて、リサイクルを一層推進するための拠点となるリサイクルセンターなどのリサイクル施設の広域的な整備を促進するため、関係市町村に対する助言を実施。 ○循環型社会形成推進交付金事業の導入を図り、市町村等のストックヤード2箇所（南薩地区衛生管理組合、種子島地区広域事務組合）が完成し、最終処分場2箇所（霧島市、与論町）について着工した。
		生活排水対策室	○公共下水道整備事業箇所数11市4町22箇所、供用開始箇所数12市5町21箇所。
069	○離島地域については、地域の実情に合わせて生ごみの堆肥化施設やダイオキシン類の削減対策が講じられた小規模焼却施設の島ごとの整備を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○地域の実情に合わせた島ごとの整備の促進。
070	○焼却施設の設置者に対しては、ダイオキシン類対策特別措置法や廃棄物処理法の規定に基づく基準に適合するよう燃焼管理の適正化や処理施設の改善、排ガス中のダイオキシン類濃度の自主測定等について指導します。	廃棄物・リサイクル対策課	○ダイオキシン類対策特別措置法等に基づき、14施設の排出ガス、排水及び地下水を採取・分析した結果、すべて排出基準等に適合。
071	○し尿については、公共下水道や合併処理浄化槽等の整備により適正な処理を図るとともに、堆肥化等への再資源化を図る汚泥再生処理センターの整備を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○循環型社会形成推進交付金事業の導入により、薩摩川内市と指宿広域市町村圏組合において、汚泥再生処理センターが完成し、平成24年度から稼働。
		生活排水対策室	○平成24年度末汚水処理人口普及率73.3%。
072	(1)－2 適正処理の推進 ○不法投棄防止に係る市町村の条例制定や先進事例について、情報を提供するなど支援に努めます。	廃棄物・リサイクル対策課	(1)－2 適正処理の推進 ○家電・自動車リサイクルの円滑な推進のため、市町村に不法投棄未然防止事業協力の公募の周知を行うとともに、不法投棄の実態調査を実施し、市町村に情報提供を実施。
073	○地域において自主的な活動を行っている地域環境衛生団体の活動を支援します。	廃棄物・リサイクル対策課	○地区衛生組織指導者を中心に、地区の環境衛生上の諸問題の改善（地区診断）、衛生知識の水準の引き上げ（ブロック研修会）に取り組み、地域の環境衛生向上、地域衛生組織の育成を促進。
074	(1)－3 普及啓発及び情報公開の推進 ○県民自ら大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを見直し、環境に対する負荷の軽減に努める自主的な活動を促進するため、県民や事業者、行政が一体となって省資源・省エネルギーなど地球環境の保全のための具体的な実践活動を推進する「地球環境を守るかごしま県民運動」の展開や環境教育、環境学習を推進します。	地球温暖化対策課	(1)－3 普及啓発及び情報公開の推進 ○「地球環境を守るかごしま県民運動」において、重点行動項目及びエコライフデーの1月、3月のテーマをごみ減量、3R運動と決めて実践行動を推進。
075	○一般廃棄物に関する排出量や処理状況等の情報を的確に把握し、広く県民に公開します。また、一般廃棄物処理施設の整備に当たっては、地域住民の信頼を確保し理解を得るため、積極的な情報公開を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○県内のごみ、し尿の排出処理の実態について環境省の依頼を受け、平成23年度一般廃棄物処理事業実態調査を行い、結果を環境省のホームページで公表し、広く情報提供を実施。
076	(2) 産業廃棄物処理の推進 (2)－1 産業廃棄物処理施設の整備促進 ○県内で発生する産業廃棄物は県内で処理するという基本的考え方のもと、産業廃棄物処理施設の整備を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	(2) 産業廃棄物処理の推進 (2)－1 産業廃棄物処理施設の整備促進 ○処理施設設置許可件数10件。
		かごしまPR課	○関係機関・団体と連携し、焼酎粕処理技術や施設建設に関する支援施策について情報提供等を行うことにより、焼酎粕処理施設の整備を促進。
077	○産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、市町村との連携を図りながら、環境保全協定の締結を指導するなど生活環境の保全等に十分配慮します。	廃棄物・リサイクル対策課	○県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱に基づき、事前協議を実施。事前協議完了15施設。
078	○安定型最終処分場については、立地状況に地域的な偏りが見られることから、地域的なバランスにも配慮し、地元市町村長の意見を聴きながら整備を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱に基づき、事前協議を実施。安定型処分場に係る事前協議完了1施設。
079	○中間処理施設については、産業廃棄物の無害化や減量化、リサイクルを推進するために必要な施設であり、地元市町村長の意見を聴きながらその整備を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱に基づき、事前協議を実施。中間処理施設に係る事前協議完了14施設。

080	○公共関与による管理型最終処分場の整備を推進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○財団法人鹿児島県環境整備公社が建設工事に着工。 ○関係4自治会と基本協定書や環境保全協定書を、また、東大谷自治会と地域振興策に関する協定書を締結。
081	(2)－2 適正処理の推進 ○排出事業者に対する講習会や研修会等を通じて、処理基準の遵守を徹底するほか、「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」を継続するなど優良な処理業者の育成に努めます。	廃棄物・リサイクル対策課	(2)－2 適正処理の推進 ○産業廃棄物適正処理講習会において、排出事業者・処理業者に対して廃棄物処理法等について説明。 ○優良産廃処理業者を認定。(19件) ○産業廃棄物の適正処理を図るため、最終処分業者及び焼却施設を保有する中間処理業者に対し、計量器整備のための補助金制度を実施(H22～)。補助3件5,756千円。 ○処理技術の研究開発の状況について情報収集に努めた。
082	○処理技術の研究開発の状況について情報収集に努め、最新の処理技術の普及を図ります。	廃棄物・リサイクル対策課	○処理技術の研究開発の状況について情報収集に努めた。
083	○不法投棄等の防止を図るため、排出事業者や処理業者に対し、マニフェスト制度の徹底を指導します。また、電子マニフェスト制度の推進を図ります。	廃棄物・リサイクル対策課	○マニフェスト制度の周知徹底を図るため、各種講習会での説明を実施。
084	○産業廃棄物適正処理監視指導員(産廃Gメン)等によるパトロールなど適正処理に関する監視・指導を行うほか、「不法投棄110番」の運用や毎年11月の「不法投棄防止強化月間」の取組、不法投棄監視ネットワークの構築など市町村や関係団体、県民の協力の下に不法投棄等不適正処理に関する監視体制の充実を図ります。	廃棄物・リサイクル対策課	○産業廃棄物適正処理監視指導員による不法投棄監視パトロールを実施。 11月を不法投棄防止強化月間と定め、月間内に広報等により産業廃棄物の不法投棄防止に対する県民の意識高揚を図るとともに、関係部局、機関と連携して集中的な合同監視パトロールを実施。
085	○安定型最終処分場の設置者に対しては、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入しないよう搬入管理の徹底を指導するとともに、定期的な水質検査を実施するよう指導します。	廃棄物・リサイクル対策課	○最終処分場に対して、監視指導を実施。
086	○焼却施設の設置者に対しては、排ガス中のダイオキシン類濃度がダイオキシン類対策特別措置法や廃棄物処理法に基づく基準に適合するよう燃焼管理の適正化や処理施設の改善、排ガス中のダイオキシン類濃度の自主測定について指導します。	廃棄物・リサイクル対策課	○廃棄物焼却施設から排出されるダイオキシン類については、15施設で排出実態調査を実施。 ○焼却施設については、法に基づく構造・維持管理上の検査・指導を実施。
087	○産業廃棄物不法処理防止連絡協議会において、関係機関・団体との緊密な連携を図ることにより不法投棄など不適正処理の未然防止に努めます。	廃棄物・リサイクル対策課	○産業廃棄物の不適正処理、不法投棄の防止等について情報交換を1回開催。 各地域振興局及び支庁においても、産業廃棄物に係る情報収集を行うとともに、関係機関との情報交換、連携の強化のための連絡体制の整備を図った。
088	○不法投棄が発生した場合、行政指導を厳正に行うほか、改善命令や措置命令等の行政処分を的確に行います。	廃棄物・リサイクル対策課	○不法投棄については、原状回復等、厳正に指導を実施。 ○行政処分は2件。 ○投棄者が不明の産業廃棄物不法投棄に対して、原状回復促進事業を実施2件。
089	○産業廃棄物税を活用し、産業廃棄物の排出抑制設備等の導入助成やリサイクル技術の研究開発・事業化などを支援するとともに、排出抑制や減量化、再使用、リサイクルなど適正な処理を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○産業廃棄物の一層の排出抑制・リサイクルの促進、適正処理を図るため、産業廃棄物処理業者等に対する研修会を開催。研修回数：県内9箇所、受講者数：831人。
090	○廃棄物の適正処理や有効利用など環境に配慮した産業の育成・創出を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○産業廃棄物の有効利用を図るため、事業者、処理業者の情報を県ホームページに掲載。(提供情報304件、受入情報159件)
091	(2)－3 県外産業廃棄物の搬入抑制 ○県外産業廃棄物の県内への搬入については、県内完結型の産業廃棄物処理を推進する観点から、原則として認めないこととしています。	廃棄物・リサイクル対策課	(2)－3 県外産業廃棄物の搬入抑制 ○県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱等に基づき事前協議を実施。県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議承認件数110件。
092	○管理型最終処分場への県外産業廃棄物の搬入については、平成22年6月に制定した「県外産業廃棄物及び県外汚染土壌の搬入の許可に関する条例」に基づき、許可制度による規制を行うこととしています。それ以外の県外産業廃棄物については、九州各県の排出事業者からの搬入に限り、これまでの地域的・経済的つながりや産業廃棄物の循環利用を推進する観点から、知事が特に認めたときに搬入を認めることとしています。	廃棄物・リサイクル対策課	○県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱等に基づき事前協議を実施。県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議承認件数110件。
093	(2)－4 普及啓発及び情報公開の推進 ○産業廃棄物は、県民の日常生活に密接な関わりのある事業活動に伴い、必然的に発生するものであることから、産業廃棄物の処理の現状や施策等について県民に周知し、理解と協力が得られるよう努めます。	廃棄物・リサイクル対策課	(2)－4 普及啓発及び情報公開の推進 ○産業廃棄物処理に係る先進地視察の実施。
094	○リサイクル製品の積極的な利用や消費拡大について、普及啓発を図ります。	地球温暖化対策課	○「地球環境を守るかごしま県民運動」において、重点行動項目及びエコライフデーの1月、3月のテーマをごみ減量、3R運動と決めて実践行動を推進。
095	○産業廃棄物処理施設の信頼性や安全性に対する県民の理解が得られるよう処理施設の設置や維持管理に関する情報を県民に公表します。	廃棄物・リサイクル対策課	○廃棄物処理法に基づいて県民に公開。

096	3 海岸漂着物対策の推進 ○海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域やその内容、関係者の役割分担、相互協力に関する事項などを定めた海岸漂着物対策を推進するための計画（地域計画）を作成します。	廃棄物・リサイクル対策課	3 海岸漂着物対策の推進 ○「鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画」を平成24年3月に策定済み。
097	○地域の実情に応じ、海岸管理者等は市町村との連携を図りながら、海岸漂着物等の円滑な処理を推進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○「鹿児島県海岸漂着物対策推進協議会」を2月に開催。
098	○海岸漂着物等の処理に関しては、民間団体や地域住民との協力・連携を図ります。	廃棄物・リサイクル対策課	○「鹿児島県海岸漂着物対策推進協議会」を2月に開催。
099	○廃棄物の不法投棄防止対策を徹底するとともに、排出抑制やリサイクル等を促進することにより、海岸漂着物等の発生の効果的な抑制を図ります。	廃棄物・リサイクル対策課	○産業廃棄物適正処理監視指導員による不法投棄監視パトロールを実施。 ○「ごみ減量等推進研修会」の開催、「県ごみ減量化・リサイクル推進協議会」において、ごみの減量化・リサイクルの取組を推進。
100	4 公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備推進 ○薩摩川内市川永野地区において、公共関与により安全性の高い全国でもモデルとなるような施設の整備を推進します。	廃棄物・リサイクル対策課	4 公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備推進 ○財団法人鹿児島県環境整備公社が建設工事に着手。 ○関係4自治会と基本協定書や環境保全協定書を、また、東大谷自治会と地域振興策に関する協定書を締結。
101	○管理型最終処分場の安全性などについて、関係自治会の方々の理解が得られるよう努めます。	廃棄物・リサイクル対策課	○関係自治会への説明会や先進地視察、環境整備公社だよりの配布等普及啓発活動を実施。
102	○施設周辺の方々の方よりよい生活環境の整備や地域活性化につながる施策など地域振興策に取り組みます。	廃棄物・リサイクル対策課	○県道百次木場茶屋線の道路改良工事等を発注。 ○準用河川阿茂瀬川の橋梁架け替え工事に係る用地買収に着手。 ○関係3自治会に対し自治会活動等支援金を交付。
103	5 フロン対策の推進 (1) フロン回収の促進 ○フロン回収・破壊法や家電リサイクル法、自動車リサイクル法の周知や円滑な運用を図り、業務用冷凍空調機器やルームエアコン、カーエアコン等のフロンの回収・破壊を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	5 フロン対策の推進 (1) フロン回収の促進 ○フロン回収・破壊法（平成13年6月制定）の施行により、平成24年度末現在、業務用冷凍空調機関係の第一種フロン類回収業者379業者が知事登録を受けて、フロンの回収を実施。 ○自動車リサイクル法（平成14年7月制定）の施行により、平成24年度末現在、フロン類回収業者138業者が知事の登録を受けて、カーエアコンのフロン回収を実施。
104	○オゾン層保護に関する県民や事業者の意識の啓発を図るとともに、工場・事業場に対する指導を強化します。	廃棄物・リサイクル対策課	○オゾン層保護対策推進月間（9月）等に、ポスター、パンフレットによりオゾン層保護、地球温暖化対策に係るフロン類の適正な回収・処理について普及啓発。
105	(2) 脱フロン化の促進 ○金属製品等の洗浄剤などについて、脱フロン化を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	(2) 脱フロン化の促進 ○電子部品等の洗浄剤については、産業界の計画的な取組として水、炭化水素など代替物質への転換が進められている。
106	○グリーン購入などの取組を通じて、公共施設における脱フロン化を推進するとともに、家庭や民間施設についてもその促進を図ります。	廃棄物・リサイクル対策課	○ノンフロン製品の普及に係るパンフレットを関係機関等へ配布。
107	第3節 自然あふれる癒しのかごしまづくり 1 自然環境の保全・活用 (1) 地域特性に応じた自然環境の保全 (1)－1 原生的な自然、優れた自然の保全 ○自然に生息・生育する多様な動植物や人と自然との共生等について環境学習などにより、自然保護思想の普及啓発を推進します。	地球温暖化対策課	第3節 自然あふれる癒しのかごしまづくり 1 自然環境の保全・活用 (1) 地域特性に応じた自然環境の保全 (1)－1 原生的な自然、優れた自然の保全 ○4月15日～5月14日までの「みどりの月間」に緑化思想の普及啓発を図るためのチラシ等を作成・配布。 ○4月29日に「みどりの感謝祭」を、11月11日に「九州森林の日」植樹祭を開催し、県民が森林とふれあい、森林づくりを体験する機会を提供。
108	○生物多様性の保全上極めて重要な原生的自然については、原生自然環境保全地域や森林生態系保護地域、国立公園等の各種制度を活用して行為規制により厳正に保全し、核となる生態系として維持を図ります。	自然保護課	○「屋久島自然文化体験セミナー」を年5回、「屋久島ガイドセミナー」を年2回実施。 ○国立、国定、県立公園、自然環境保全地域内における各種開発行為を自然公園法等に基づき285件許可等（国立133件、国定127件、県立25件） ○奄美希少野生生物保護増殖分科会において、マンガースの防除事業の結果やオオトラツグミ・アマミヤマシギ、アマミノクロウサギの保護増殖事業等について意見交換。 ○県内の自然環境保全地域等を巡回・視察し、自然環境保全地域等の保全・管理を実施。 ○保安林を指定し、標識の設置等（第1種標識1本、第2種標識117本、保安林解説板1基）を行い、保安林の適正な配備及び管理を実施。
		森づくり推進課	

109	○自然災害やサンゴの捕食被害など非人為的に自然環境の劣化した地域については、自然のもつ復元能力を極力活用しながら、必要に応じ植生の保全・復元対策や景観の保全・修復対策を実施します。	自然保護課	○奄美群島において、平成16年度に選定した保全すべき重要なサンゴ礁海域の中でも、さらにサンゴの生育が比較的良好な区域でオニヒトデの効果的な駆除を実施。(平成24年度オニヒトデ捕獲数 676匹)
110	○生物多様性保全の観点から、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)」に指定された湿地や草地などの保全を図ります。	自然保護課	○平成24年度実績なし。
111	○「平成22年度自然公園ふれあい全国大会」が霧島市等で開催されたことを契機に、本県の豊かな自然について情報発信するとともに、県民と自然のふれあいや自然環境の保全を推進します。	自然保護課	○ホームページ等を活用して本県の自然公園に関する情報を発信した。
112	(1)ー2 身近な自然の保全 ○計画的な森林の整備を図るとともに、地域の特性に応じた育成単層林施業や育成複層林施業等により多様な森林づくりに努めます。	森林経営課	(1)ー2 身近な自然の保全 ○森林資源の充実や森林の有する公益的機能の高度発揮を図るため、間伐や人工造林等を実施。
113	○緑の募金活動を促進し、森林整備や緑化に努めます。	森づくり推進課	○緑の募金を実施する団体として、(公財)かごしまみどりの基金が指定されており、緑の募金を活用し、ボランティアによる森林整備活動への支援、学校、公共施設、街路の緑化資材への支援、緑の少年団の育成等を実施。
114	○水源かん養機能等の公益的機能を発揮させる必要のある森林を保安林に指定し、その森林の保全と適切な森林施業を促進します。また、松くい虫等による森林被害を防止し、森林の保護を図ります。	森づくり推進課	○水源かん養保安林や土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林等の保安林を新たに182ha指定。 ○予防対策として薬剤の空中散布を857ha、地上散布を156ha、駆除対策として伐倒駆除7,419m ³ を総合的に実施。 ○県有林の環境の森林において、公益的機能を発揮させるため、除間伐等の施業を実施。(除間伐4.57ha)
115	○地域特性に応じて、雇用の場の確保や農山村環境の整備等の総合的な対策を通じて、農地、森林等を維持・管理し、併せて農業・林業を振興する担い手の確保に努めます。	農地整備課 森林経営課	○担い手育成型の畑地帯総合整備事業を36地区、担い手支援型畑地帯総合整備事業を34地区経営体育成基盤整備事業を9地区で実施。 ○県林業労働力確保支援センター事業として、県内一円の林業事業者に対する相談・指導を実施。また、基幹林業就業者となる林業作業士の養成(累計356名)。高性能林業機械のリース・レンタル事業等を実施。
116	○条件不利地域における農業生産活動の促進等を通じて耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保に努めます。	農村振興課 経営技術課	○中山間地域等において、集落協定等に基づき、継続した農業生産活動を行う農業者等に対して交付金を交付。(協定締結面積7,708ha) ○耕作放棄地再生利用交付金や農地・水保全管理支交付金の活用などにより、耕作放棄地の発生防止・解消を推進し農地の有効利用を図った。(H23解消面積約400ha) ○農作業受委託などを行う営農組織(581組織)、集落営農(139組織)に対する地域営農の仕組みづくりの推進・支援を実施。
117	○砂浜・干潟、藻場などの自然海岸は、可能な限り適正に保全するとともに、当該地域の環境浄化能力や多様な生物の生息・生育環境の確保に努めます。	水産振興課	○漁場周辺の環境を維持・浄化するため、県内各地で藻場・干潟の保全活動や海岸・海浜のオイルボールや軽石、ゴミ等の除去や監視活動を支援。
118	○長い年月にわたる人と自然との関わりにより形成されてきた里地里山の豊かな自然環境の保全に努めます。	地球温暖化対策課 農村振興課	○「地球環境を守るかごしま県民運動」により重点行動項目を決めて実践行動を推進。 ○棚田地域の景観や農地・農業用施設の保全に取り組む活動への支援を実施(10地区)
119	○奄美群島における赤土等の流出を防止するため、赤土等流出防止対策方針や市町村の土砂流出防止対策要綱に基づく各種対策を促進するとともに、防止対策、防止技術等の情報交換を図ります。	大島支庁総務企画部 農地整備課	○各関係者(国・県・市町村・関係団体)が一体となって協議を行い、必要な対策を積極的に推進するために奄美地域及び大島本島地区の赤土等流出防止対策協議会を開催した。 ○管内関係業者等に対する広報・啓発として地元マスメディアの活用や、リーフレットの配布及び、赤土等流出防止技術等の講習による技術向上の意識改革を図るとともに、市町村、関係団体と合同パトロールを実施し、赤土等の流出防止対策の推進に努めた。 ○県営畑地帯総合整備事業等の工事の際には、土砂流出防止対策要綱に基づき、各種対策を実施。
120	(1)ー3 世界自然遺産屋久島の保全 ○優れた自然を守り育てるとともに次世代に引き継ぐため、国等と連携しながら世界自然遺産に登録された地域の適正な保全に努めます。	自然保護課	(1)ー3 世界自然遺産屋久島の保全 ○国・県・地元町等からなる「屋久島山岳部利用対策協議会」を2回開催し、山岳部における利用の適正化を図るとともに、屋久島山岳部保全のための協力金について検討を行った。 ○屋久島への登山客や観光客にマナー向上を呼びかける「屋久島マナーガイド」を37,000部作成・配布。
121	○多様で豊かな自然を有する世界自然遺産候補の奄美群島と相互に連携を図り、「世界遺産」をキーワードにした地域の活性化に努めます。	自然保護課	○奄美群島の世界自然遺産登録に向け、「奄美群島の世界自然遺産登録推進協議会」において関係機関と協議を実施。
122	(1)ー4 世界自然遺産の候補地奄美群島の保全 ○優れた自然を守り育てるとともに次世代に引き継ぐため、世界自然遺産登録の早期実現を目指して、気運の醸成など、地元と一体となって取り組みます。	自然保護課	(1)ー4 世界自然遺産の候補地奄美群島の保全 ○奄美群島の世界自然遺産登録に向け、保護地域指定に係る関係機関との調整や希少野生生物保護対策、地元住民に対する普及啓発等を実施。

123	○希少野生動植物の保護対策、自然環境に配慮した公共事業を推進し、環境の保全に努めます。	技術管理室	○希少野生動植物の保護対策や自然環境に配慮した公共事業を推進し、環境の保全に努めた。
124	○国の計画等と整合を図りながら、自然環境の保全に努めます。	自然保護課	○林野庁主催の「奄美群島森林生態系保護地域設定委員会」に県も出席し、森林生態系保護地域の設定の検討を実施。
125	(2) 多彩な自然環境の活用 (2)－1 自然とのふれあいの場の確保 ○生物多様性の保全上極めて重要なまとまりのある自然については、生態系研究の拠点として、あるいは適正な管理のもとで、生物多様性が命と暮らしを支えていることや外来種などにより生態系が危機に瀕していることなどについての自然体験・環境学習の場として利用します。	自然保護課	(2) 多彩な自然環境の活用 (2)－1 自然とのふれあいの場の確保 ○「屋久島自然文化体験セミナー」(年5回)等を実施。 ○奄美自然体験活動推進協議会が奄美野生生物保護センターと連携し、自然観察会等を実施。
126	○野生生物の生息・生育環境や自然景観の観点から見て優れている自然については、必要に応じて基盤的な施設の整備を行い、野生生物とのふれあいの場などとして活用します。	観光課	○自然とのふれあいを促進するため、垂水市(猿ヶ城溪谷周辺)での園地等を整備。
127	(2)－2 自然を活かした地域づくり ○多面的機能を有する里地・棚田等の維持保全活動を促進し、豊かな自然環境を有する地域づくりを促進します。	農村振興課	(2)－2 自然を活かした地域づくり ○棚田地域の景観や農地・農業用施設の保全に取り組む活動への支援を実施(10地区)
128	○農山漁村地域における自然・文化・人々との交流を楽しむグリーン・ツーリズムを促進します。	農村振興課	○「かごしまグリーン・ツーリズム協議会」と連携して、地域組織や人材育成のための各種研修会の開催やホームページ等を活用して本県グリーン・ツーリズム情報の発信等を行った。
129	○自然志向や体験志向に対応し、自然とのふれあいの中、自然を学ぶエコツーリズムなど本県の豊かな自然等を生かした体験型観光を促進します。	観光課 自然保護課	○インターネット等を活用し、本県の魅力ある観光情報を広く国内外に発信。 ○エコツーリズムを推進するために、群島全体での会議を2回、各島での会議を26回開催した。また、エコツアーガイドの育成を推進するために、勉強会を4回開催した。
130	○本県の恵まれた自然環境や希少な野生動植物など豊かな自然を活用したエコツーリズムや森林・海洋療法などの「癒し」、里地里山での暮らしなど、「自然との共生」をテーマにしたライフスタイルなどを情報発信します。	観光課 自然保護課	○インターネット等を活用し、本県の魅力ある観光情報を広く国内外に発信。 ○奄美群島自然共生プラン推進本部会議を開催し、プランに基づく取組状況や今後の計画について協議を実施。
131	○水道水源や漁場の保全のため、河川下流の住民が森林地域の住民と相互に連携し、森林を保全する活動を支援します。	水産振興課	○漁場環境の保全に向け、漁業者グループや漁協等が実施する植樹や下刈り作業等を支援。
132	○NPOとの協働による総合的な環境保全活動に取り組みます。	自然保護課	○奄美の希少野生生物の盗採に対する取組を強化するため、平成23年度に地元自然保護4団体と奄美群島希少野生生物保護対策協議会で、希少野生動植物の保護に関する協定を締結した。平成24年度は合同パトロール及び意見交換会を実施。
133	○漂流・漂着ごみ対策など美しい海岸や水辺環境の保全・再生に努めます。	廃棄物・リサイクル対策課	○「地域グリーンニューディール基金」を活用して、海岸漂着物の回収・処理等を実施。
134	○環霧島地域における世界ジオパークの認定に係る取組については、必要に応じて国や市町へ協力します。	地域政策課	○
135	(2)－3 屋久島環境文化村構想の推進 ○屋久島環境文化村構想の推進に当たっては、県や屋久島環境文化財団が進行管理する役割を果たすとともに、社会情勢に対応しつつ事業の弾力的な実施に努めます。	自然保護課	(2)－3 屋久島環境文化村構想の推進 ○屋久島環境文化村センター入館者数62,146人、研修センター入館者数7,352人。
136	○屋久島環境文化村センターや屋久島環境文化研修センター等の屋久島環境文化村中核施設を充実するとともに、屋久島の自然を活かしたトレッキングやウミガメ観察、ポンカン収穫、各集落の伝統芸能の鑑賞等による自然体験型環境学習やエコツーリズムを促進します。	自然保護課	○自然体験型環境学習である「屋久島自然文化体験セミナー」を年5回、「ガイドセミナー」を年2回実施。
137	○屋久島の自然を活かしたイベントや国際交流の実施により、国内外に向けて情報を発信します。	自然保護課	○ニュージーランド(屋久島町：姉妹木盟約)との交流における助成。
138	(2)－4 奄美群島自然共生プランの推進 ○奄美の豊かな自然との共生を目指した地域づくりの指針である奄美群島自然共生プランに基づき、奄美群島自然共生プラン推進本部会議等を通じ自然共生ネットワークの形成を促進します。	自然保護課	(4) 奄美群島自然共生プランの推進 ○奄美群島自然共生プラン推進本部会議を年1回開催し、意見交換等を実施。
139	○自然生態系の現況調査・研究の推進や重要地域の保全等のための取組の推進、登録に向けた合意形成等の促進など世界自然遺産登録に向けた取組を促進します。	自然保護課	○奄美群島の世界自然遺産登録に向け、保護地域指定に係る関係機関との調整や希少野生生物保護対策、地元住民に対する普及啓発等を実施。
140	○エコツーリズムや奄美のブランドの創出を進め、自然を生かした地域づくりを促進します。	観光課	○奄美群島では、自然資源等を活かした特色ある観光地づくりを進めるため、和泊町や知名町等で観光施設の整備を実施。

141	○オニヒトデ駆除などサンゴ礁や希少野生動植物の保全対策、自然再生の検討などにより、自然環境保全対策を推進します。	自然保護課	○奄美群島において、平成16年度に選定した保全すべき重要なサンゴ礁海域の中でも、さらにサンゴの生育が比較的良好な区域でオニヒトデの効果的な駆除を実施。(平成24年度オニヒトデ捕獲数 676匹) ○奄美群島における鳥獣保護区の指定等については、第11次鳥獣保護事業計画に基づき進めているところであり、平成9年度から順次、名瀬市の金作原地区、住用村の金川岳地区、笠町の蒲生崎地区など5箇所を新たに指定。平成24年度末現在、奄美群島では、24箇所約5,100ha(群島面積の4.1%)の鳥獣保護区を指定。 ○希少種を含む奄美大島特有の生物相を保護するため、平成12年度から外来種のマンガースの本格駆除を実施。
142	(3) 生物多様性の保全 (3)－1 生物多様性の確保 ○本県の生物多様性の現状について、関係機関等と連携しつつ把握に努めるとともに、その保全や持続可能な利用に関する目標、講ずべき施策等について検討を進めます。	自然保護課	(3) 生物多様性の保全 (3)－1 生物多様性の確保 ○生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「生物多様性鹿児島県戦略」を策定するため、県内の生物多様性に関するデータを収集・分析及び懇談会の開催。
143	○生物多様性を地域社会に浸透させるため、NPOと連携した普及啓発に努めます。	自然保護課	○生物多様性に寄与するNPO法人等団体のネットワーク作りの取組。
144	○外来種対策については、個別の種ごとの調査等により生息状況や生育環境の把握に努めるとともに、必要に応じて防除対策を講じます。	自然保護課	○鹿児島市において、マンガース生息確認調査・防除事業を実施。
145	○奄美地域や鹿児島市喜入地区において生態系への影響が危惧されているマンガースなどの外来種については、関係機関と連携しながら防除対策を進めます。	自然保護課	○鹿児島市において、マンガース生息確認調査・防除事業を実施。
146	○サンゴ礁を保護するため、オニヒトデやシロレイシガイダマシの駆除、赤土等流出防止対策に努めます。	大島支庁総務企画部 自然保護課	○各関係者(国・県・市町村・関係団体)が一体となって協議を行い、必要な対策を積極的に推進するために奄美地域及び大島本島地区の赤土等流出防止対策協議会を開催した。 ○管内関係業者等に対する広報・啓発として地元マスメディアの活用や、リーフレットの配布及び、赤土等流出防止技術等の講習による技術向上の意識改革を図るとともに、市町村、関係団体と合同パトロールを実施し、赤土等の流出防止対策の推進に努めた。 ○奄美群島において、平成16年度に選定した保全すべき重要なサンゴ礁海域の中でも、さらにサンゴの生育が比較的良好な区域でオニヒトデの効果的な駆除を実施。(平成24年度オニヒトデ捕獲数 676匹)
147	(3)－2 野生生物の適切な保護 ○県レッドデータブックを活用し、希少野生動植物の保護対策を検討するとともに、県民意識の高揚に努めます。	自然保護課	(3)－2 野生生物の適切な保護 ○県レッドデータブックの改訂に向け、「県希少野生動植物保護対策検討委員会」を開催し、見直しの方針等について検討を行うとともに、ワーキンググループにおいて、調査対象種の抽出や現状把握の作業を実施。
148	○野生生物の生息・生育環境を確保するため、生息地等保護区や鳥獣保護区などの各種制度の活用による行為規制や保全事業を推進します。	自然保護課	○第11次鳥獣保護事業計画(平成24年度から平成29年度までの5か年間)に基づき、鳥獣保護区を指定。平成24年度末現在の鳥獣保護区は140箇所、72,161ha。 ○ヤマシギと酷似しており、誤認捕獲される恐れがあるアマミヤマシギの保護増殖を図るため、昭和49年から規制している奄美市及び大島郡一円におけるヤマシギの捕獲を禁止。(H21.11.1～H26.10.31)
149	○ニホンジカなど著しく増加又は減少している地域個体群について、特定鳥獣保護管理計画を策定し、個体数管理等を促進します。	自然保護課	○特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ、ヤクシカ、イノシシ)見直しのためのモニタリング調査を実施。
150	○天然記念物や絶滅のおそれのある野生動植物については、文化財保護法や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、県希少野生動植物の保護に関する条例を適正に運用し、保護を図ります。	自然保護課 文化財課	○愛鳥週間作品コンクールを実施し、優秀作品を表彰(第46回 1,491点)。 ○指定希少野生動植物を42種指定し、捕獲、採取等を禁止するとともに、普及啓発パンフレットを作成、配布。 ○県文化財保護指導委員(30人)を委嘱し、県内の国及び県指定文化財を巡視。 ○国指定天然記念物として「宝島女神山の森林植物群落」(指定:H24.6.8)及び「徳之島明眼の森」(指定:H25.3.27)を新指定。
151	○県希少野生動植物の保護に関する条例の運用に当たっては、この条例に基づく捕獲等の禁止の対象となる指定希少野生動植物や商業的にその個体を繁殖させることができる特定希少野生動植物の指定、野生動植物の生息状況調査などを行うほか、希少野生動植物保護推進員を中心とした保護監視活動に努めます。	自然保護課	○県希少野生動植物保護推進員90名(うち専任33名)を配置し、希少野生動植物の生息状況等調査や盗採防止等の保護監視活動を実施した。

152	○奄美群島における野生生物については、奄美の生態系保全の拠点となる奄美野生生物保護センターの活用や貴重な野生生物の保護のための調査研究や普及啓発等を促進します。	自然保護課	○奄美自然体験活動推進協議会が奄美野生生物保護センターとの連携により、自然観察会や自然に関するミニ講座等を開催した。
153	○傷病野生鳥獣については、指定診療施設等の協力を得てその保護に努めます。	自然保護課	○県民により保護された傷病野生鳥獣に対し適切な治療を行った。(平成24年度の保護実績は190件)
154	○野鳥の高病原性鳥インフルエンザについては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル(平成20年環境省)」等を踏まえ、国等の関係機関と連携し、野鳥の感染状況の把握や調査、監視、情報収集に努めます。	自然保護課	○庁内関係課で構成する「野鳥における鳥インフルエンザ関係庁内連絡会」を設置し、発生時の連絡体制及び各課の対応等について協議を行った。
155	○各学校における教育活動や県民への広報活動、研修等を通じ、自然保護や野生生物保護活動の普及を推進します。	自然保護課	○児童・生徒に愛鳥週間の普及啓発を図ることを目的とし、愛鳥モデル校を指定(平成24年度末現在22校)し、双眼鏡、図書等の配布や県からの助言・指導を行った。
		義務教育課	○総合的な学習の時間等で、地域の実態に応じて自然保護や野生生物保護に関する体験的な学習がなされるよう研修会や諸会合等で指導。
156	○鳥獣による農作物や生態系への被害等については、必要に応じて有害鳥獣の捕獲や侵入防止柵の設置に加え、追い払いや放任果樹の伐採など鳥獣を集落に寄せ付けない地域ぐるみの取組を促進します。	農村振興課	○38市町村で、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を作成し、この計画に沿って、寄せ付けない、侵入させない、侵入個体数を減らすといった地域ぐるみの総合的な取組を推進。
		自然保護課	○特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ、イノシシ)で、ニホンジカ、イノシシの猟期1ヶ月延長を実施。
		水産振興課	○のり被害防除対策事業により、カモによる食被害を防ぐための防除網166面設置に係る費用を補助。
157	○出水地方に渡来するツルや県内の海岸に上陸するウミガメ、霧島地区に生育するノカイドウなどの保護に係る各種施策を推進します。	自然保護課	○ウミガメ保護監視員設置の15市町村に対して補助金を交付。 ○ウミガメ実態調査において上陸頭数等を調査。(H24年度:8,845頭) ○県ウミガメ保護対策連絡協議会を開催。 ○「特定地域鳥獣保護管理事業」により、飛来したツルの1/4~1/2程度が新たな休遊地を利用するなど、ツルの集中化の改善が図られている。なお、平成24年度の出水平野への飛来数は13,138羽であった。 ○関係機関と連携して防獣ネットの設置や自生地パトロールを行うなど、ノカイドウの保護対策を実施。
158	(3)ー3 野生生物の生息・生育環境の確保 ○各種事業の実施に際しては、事前に十分な調査・検討を行い、野生生物の生態に配慮し、ピオトープ(野生生物が生息できる空間)の復元など野生生物の生息・生育環境の確保を促進します。	農地整備課	(2) 野生生物の生息・生育環境の確保 ○用排水路整備予定地域等において、生き物調査(引越)を実施。
		かごしま材振興課	○猛禽類(クマタカ)の繁殖期に配慮した林道事業の工期設定。(2路線)
159	○魚類の生息環境として重要な瀬や淵など多様な水辺を保全し、多段式やスロープ式の魚道の設置など多自然川づくりを促進します。	農地保全課	○農業用河川工作物の整備、補強又は撤去に伴い、多段式、スロープ式魚道の整備を7地区で実施。
		河川課	○瀬や淵を残すことを基本とした整備を住用川(奄美市)等で実施。
160	2 県民参加の森林づくりの推進 ○森林にふれあう機会や森林整備を体験する機会を提供するとともに、森林環境教育を推進し、森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成を図ります。	地球温暖化対策課 森林技術総合センター	2 県民参加の森林づくりの推進 ○みどりの感謝祭を開催し森林にふれあう機会を提供するとともに、森林や林業に関する学習・体験活動を支援(38団体7,446人参加)。 ○小中学校の児童・生徒を対象に森林環境教育を実施(12校856人)。
161	○地域住民をはじめ、森林ボランティアや事業者など多様な主体による森林づくりを進めます。	森づくり推進課	○企業による森林づくり推進の支援や森林ボランティアの活動支援、ボランティア研修を実施。
162	○森林環境税を活用して、間伐等の森林整備や地域特性を活かした森林づくり、里山林の機能回復など県民参加の森林づくりを推進します。	かごしま材振興課 森づくり推進課	○健全な森林を育成するため、間伐等の森林整備や作業道の開設等の基盤整備を実施(間伐の実施:758ha,作業道等の開設:202km)するとともに、里山林の森林整備を実施(5市町,6.66ha)。
163	○県民参加による森林づくりを促進するための基盤づくりを進め、林業実践活動や森林ボランティア活動を支援します。	森づくり推進課	○森林ボランティア・フィールド提供者の登録状況は、個人登録1,379名、団体登録36団体、フィールド登録61箇所。
164	3 緑の空間の保全・整備 (1) 緑の空間の保全 ○都市近郊や里山の森林など地域に親しまれ地域全体で維持していくことが必要と認められる緑については、適正な整備・保全に努めます。	森づくり推進課	3 緑の空間の保全・整備 (1) 緑の空間の保全 ○みどりの県土づくりを推進するため、身近にふれあえる森林の整備、保安林整備面積の拡大、都市公園の整備、緑比率の向上、港湾・漁港の緑地整備等を実施。

165	○沿道に隣接した森林を整備し、修景緑地帯として活用します。	森づくり推進課	○沿道に隣接した森林の整備を推進。
166	○地域における名木・古木・鎮守の森等は、樹木医の活用等により適切な保全を促進します。	森づくり推進課	○樹木医を活用した保存樹の適切な保全について指導。
167	(2) 緑化の推進 ○県内各地において、地域の特性を活かした公園や緑地等の整備を進め、みどりの交流空間づくりを促進します。	森づくり推進課	(2) 緑化の推進 ○地域特性や立地条件を活かした森林整備や付帯施設整備を実施。(4箇所, 3.80ha)
168	○緑が減少している地域や美しい景観が失われつつある地域について、積極的な緑化と景観整備を進め、地域にふさわしい快適なみどりの県土づくりを促進します。	観光課	○自然資源等を活かした特色ある観光地づくりを進めるため、長島町(蔵之元港周辺)等で観光施設の修景植栽等を実施。
169	○都市地域における緑の中核拠点であり、良好で快適な環境を形成する都市公園等の整備を促進します。	都市計画課	○県内において都市公園等の整備を促進。
170	○庁舎や公営住宅など公共施設の緑化を積極的に推進します。	建築課 住宅政策室 管財課	○平成24年度は、鹿児島養護学校において、樹木植栽を実施。 ○県営住宅敷地内に植栽を実施し、管理した。 ○県庁舎敷地内の樹木・草木を管理。 ○各地域振興局・支庁庁舎についても、県庁舎と同様、樹木・草木を管理。
171	○公共施設の緑化に当たっては、風土に合った樹種の植栽等により生物の生息・生育に適した環境となるよう配慮します。	都市計画課	○都市公園等の整備に当たっては、地域に適した樹種(郷土産樹種)を選定し、植栽を実施。
172	○県民や事業者、県、市町村等による適正な役割分担と相互の連携・協力のもと、住宅地、工場・事業場、商店街等の民有地の緑化を促進します。	森づくり推進課	○県民の緑化思想の普及・啓発を推進。
173	○公益財団法人かごしまみどりの基金との連携などにより、県民参加の森林づくりを推進します。	森づくり推進課 地球温暖化対策課	○緑の少年団(68団, 1,514人)、森林ボランティア(個人1,379名、団体36団体)の育成、活動の支援。 ○4月15日から5月14日の「みどりの月間」に緑化思想の普及啓発を図るためのチラシ等を作成・配布。 ○4月29日に「みどりの感謝祭」、11月11日に「九州森林の日」植樹祭を開催し、県民が森林とふれあい、森林づくりを体験する機会を提供。
174	○グリーンマスター(みどりの指導員)の育成・確保を図ります。	森づくり推進課	○グリーンマスター1名を認定。(延べ43名)
4 水辺空間の保全・整備			4 水辺空間の保全・整備
(1) 水辺空間の保全			(1) 水辺空間の保全
175	○渚、川辺及び湧水等の水辺は、現状のまま残すことを基本とします。	河川課	○瀬や淵を残すことを基本とした整備を住用川(奄美市)等で実施。
176	○特に自然の状態で保全されている水辺は、可能な限り適正に保全するとともに、良好な水質の保全を図ります。	河川課	○瀬や淵を残すことを基本とした整備を住用川(奄美市)等で実施。
(2) ふれあい機会の充実			(2) ふれあい機会の充実
177	○水辺空間を動植物と親しむ場や親水施設として整備し、自然とのふれあいの場として活用します。	河川課	○親水性に富む河川の整備を図るため、平成24年度までに26箇所において親水護岸を整備。
178	○ウォーターフロントを整備し、水と親しむ場として充実します。	港湾空港課	○国土保全との調和を図りつつ、快適な海岸環境の保全を図るため、平成24年度は1海岸で養浜等を整備。
179	○緑化護岸や自然石護岸、遊歩道等を整備し、道路緑地や公園緑地など緑の空間とのネットワーク化を図ります。	砂防課 農地整備課	○平成24年度は事業なし。 ○農村地域に広域に存在する水路・ダム・ため池等の農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、施設の有する水辺空間を活用し、親水施設等を1地区について整備。
180	○県内の名水、滝及び渓谷などを広く県民に紹介するとともに、ふれあい施設など周辺環境の整備などに努めます。	観光課	○インターネット等を活用し、本県の魅力ある観光情報を広く国内外に発信。 ○水辺の自然とのふれあいを促進するため、垂水市(猿ヶ城渓谷周辺)での園地等を整備。
181	○都市公園における親水広場など親水施設の整備を促進します。	都市計画課	○平成24年度は事業なし。
182	○農業用排水路やため池については、景観や生態系にも配慮しながら、親水施設や緑化施設等の整備を推進します。	農地保全課	○ため池等整備工事を7地区、用排水施設整備工事を5地区で実施。
183	○河川改修においては、自然景観や生態系に配慮する多自然川づくりを基本とし、河岸の緩傾斜化や階段護岸など親水性に配慮した整備を推進します。	河川課	○瀬や淵を残すことを基本とした整備を住用川(奄美市)等で実施。
184	○海岸については、緑地や緩傾斜護岸など親水性に配慮した整備を推進します。	河川課	○平成24年度は事業なし。
185	○湖沼については、その湖沼の持つ自然的特性や地域性を活かして親水性に配慮して保全するとともに、水辺空間の整備を促進します。	河川課	○平成24年度は事業なし。

186	○港湾については、環境の保全・再生・創出を推進し、水際については親水性に配慮することにより、憩いの場・にぎわいの場の創出を推進します。	港湾空港課	○港湾利用者、地域住民が海と自然にふれあうことができる親水緑地、休憩所、トイレ、植栽等1地区を整備。
187	○漁港については、地域の特性に応じ親水性に配慮した海とふれあう場として、漁港・漁村の整備や、漁場環境、水質保全などの自然環境に配慮した自然調和型漁港づくりを推進します。	漁港漁場課	○平成24年度は事業なし。
188	5 景観の形成 (1) 自然景観の保全 ○地域の自然的・社会的特性に配慮しながら、山岳景観や河川景観、農村景観、海岸景観などの自然景観の保全に努めます。	農地整備課 砂防課	3 景観の形成 (1) 自然景観の保全 ○多様な動植物や貴重な植物の生息空間や美しい景観の提供などの多面的機能の発揮や保全活動の支援事業を10地区で実施。(棚田等保全活動協賛事業) ○砂防事業を実施する箇所においては、多様な自然環境を保全し、次世代へ引き継いでいくため、「鹿児島県溪流環境整備計画」に基づき、地域の特性に応じたキメ細やかな溪流環境の整備を推進。
189	○都市地域における良好な自然景観を有している土地については、適正に保全するとともに、必要に応じて風致地区等の指定を検討します。	都市計画課	○鹿児島市(寺山、慈眼寺)及び伊佐市の風致地区内における建築物の建築等については、条例で規制。
190	(2) 歴史的遺産を活用した景観の形成 ○旧集成館等の「九州・山口の近代化産業遺産群」の世界文化遺産登録に向け、協議会によるシンポジウムの開催など普及啓発の取組を進めます。	世界文化遺産課	(2) 歴史的遺産を活用した景観の形成 ○小学生向けの副読本の作成・配布を実施したほか、共生・協働事業によりNPO法人と協働するなどして広く普及啓発を行った。
191	○歴史的遺産を活用し、周辺環境との調和のとれた景観の形成を促進します。	世界文化遺産課 地域政策課 文化財課	○歴史的遺産の保護・活用等について、鹿児島市との協議等を実施した。 ○市町村に対し、「歴史まちづくり法」の内容・活用法等についての情報を提供。 ○伝統的建造物群保存地区での修理・修景事業を実施。
192	(3) 適切な誘導、規制措置による景観の形成 ○良好な景観の形成に関する施策の基本となる事項を定めた県景観条例等に基づき、本県の個性豊かで良好な景観の形成を促進します。	地域政策課	(3) 適切な誘導、規制措置による景観の形成 ○本県の特色を生かし、県、市町村、県民、事業者等が一体となった景観形成を推進するため、「鹿児島県景観条例」に基づき、景観形成の普及啓発のための景観セミナーや景観表彰等を実施。また、景観形成の実践活動への支援としての景観アドバイザーの派遣、景観に配慮した公共事業の推進のための庁内連絡会議の開催や技術職員に対する研修などを実施。
193	○都市地域において、周辺景観との調和に配慮し、良好な市街地環境の形成を図るため、必要に応じ、地区計画等の指定を検討します。	都市計画課	○これまでに、鹿児島市や鹿屋市において、鴨池ニュータウン業務地区、伊敷グリーンヒル地区等の計21地区の地区計画を決定。
194	○屋外広告物に関する広報・啓発や規制・誘導を行い、街の美観の形成を促進します。	都市計画課	○屋外広告物の表示等に許可を要する「知事が定める町村の区域」を指定(24町村中23町村)し、規制・誘導を推進。
195	○風力発電施設の設置については、「県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン(平成21年12月)」に基づき、良好な景観の保全に努めます。	地域政策課	○風力発電施設の設置について、「県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」を運用し、良好な景観の保全に努めた。
196	(4) 各種事業による景観の形成 ○市町村による個性あるまちづくりや街並保存、地域特有の街路並木づくりなど景観の形成を促進します。	道路維持課 地域政策課	(4) 各種事業による景観の形成 ○平成24年度は事業なし。 ○市町村等の景観づくりや計画づくりに対し、景観アドバイザーを派遣。
197	○市町村における景観計画策定への助言等のほか、景観アドバイザーの派遣を通じて地域の主体的・積極的な取組を支援します。	地域政策課	○市町村や地域づくり団体等を対象団体とする景観アドバイザーの派遣。 ○NPO、自治会等を対象とする住民等による景観形成の取組に対する支援の実施。(「地域ぐるみ景観づくり活動支援」)
198	○みどりによる美しい景観づくりを効果的に進めるため、自然環境と調和した道づくりや森林整備による景観形成を推進します。	森林経営課	○多様で健全な機能を発揮する森林を育成するため、間伐や枝打等の森林整備を実施。
199	○電線類の地中化事業を推進し、景観対策を図ります。	道路維持課 港湾空港課	○鹿児島東市来線他1路線で整備。 ○平成24年度は事業なし。
200	6 大気環境の保全 (1) 環境基準の達成維持 ○大気汚染の常時監視を実施し、環境基準の達成維持を図るとともに、平成21年9月に環境基準に設定された微小粒子状物質(PM2.5)についても、早急に監視体制の整備を行います。	環境保全課	6 大気環境の保全 (1) 環境基準の達成維持 ○本県の大気環境は、17測定局(鹿児島市調査分を含む)における常時監視の結果、二酸化硫黄や浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質で、火山活動や大陸からの越境大気汚染等の要因によって環境基準を達成できなかった測定局があったものの、その他は環境基準を下回っており全体としては、前年度までと同様な状況であった。 ○微小粒子状物質(PM2.5)については、平成24年度末現在、8測定局(鹿児島市設置分を含む)に自動測定機を整備し、常時監視を実施した。

201	○光化学オキシダントによる大気汚染に対しては、県光化学オキシダント緊急時措置要綱に基づき、注意報の発令など緊急時の措置を迅速かつ適切に行います。	環境保全課	○平成24年度発令実績なし。 ○関係各課及び発令地域対象市町を対象とした要綱の運用に関する説明会の開催した。 ○緊急時の情報伝達手順の確認及び関係職員の習熟を図るため、情報伝達訓練を実施した。
202	○光化学オキシダントに係る高濃度現象については、国や九州各県と連携して監視体制、情報連絡体制を整備するとともに、調査研究を進めます。	環境保全課 環境保健センター	○「有害大気汚染物質観測及び緊急時対策の体制整備に関する取組方針」に基づき、監視体制や情報連絡体制を整備。 ○PM2.5と光化学オキシダントは、密接に係りしており広域汚染の影響を受けるため、それらの実態解明のため、国立環境研究所や他自治体等と共同で基礎的解析等を実施。
203	(2) 工場・事業場対策 ○大気汚染防止法や県公害防止条例等に基づき、ばい煙の排出基準監視を強化し、基準遵守の徹底を図ります。	環境保全課	(2) 工場・事業場対策 ○ばい煙発生施設及び粉じん発生施設の立入検査（67施設）を実施するとともに、ばい煙発生施設の排出基準監視調査（8施設）を実施した。
204	○燃料使用の効率化や環境に配慮した燃料転換などばい煙発生の抑制対策を促進するとともに、ばい煙等の防止技術の周知徹底を図ります。	地球温暖化対策課 環境保全課	○「地球環境を守るかごしま県民運動」において、事業所での燃料使用量の削減を重点行動項目として定めて実践行動を推進。 ○大気汚染防止法及び公害防止条例に基づくばい煙発生施設等の設置届出等の受理審査段階や苦情があった場合など、必要に応じ事業者の指導を行った。
205	○建築物等の解体に伴うアスベスト飛散防止を図るため、大気汚染防止法に基づき指導に努めます。また、一般環境におけるモニタリングを引き続き実施します。	環境保全課	○特定粉じん排出等作業実施届出箇所への立入検査（18件）を実施した。 ○県内5地点において、一般環境におけるモニタリング調査を実施した。
206	○建築物等のアスベスト使用状況の把握に努めるとともに、除去や飛散防止の徹底を図ります。	環境保全課	○関係各課、鹿児島労働局、鹿児島市等で構成するアスベスト関係機関連絡会議において、建築物などのアスベスト使用状況等を取りまとめ、県ホームページで公表した。 ○届出書提出時及び立入検査時に、飛散防止等についての指導を実施した。
207	(3) 自動車排出ガス対策 ○交通渋滞の解消や緩和を図るため、幹線道路やバイパスの体系的な道路整備、交差点の改良、地域の状況に応じた立体化など交通流対策に努めます。	道路建設課 道路維持課 県警交通規制課	(3) 自動車排出ガス対策 ○幹線道路やバイパスなど体系的な道路整備及び交差点の改良を実施。 ○交通管制センターエリア内へ5交差点を拡大整備するとともに円滑化対策地区等67交差点において信号機改良を実施し交通の安全と円滑化を図った。
208	○トラックターミナルの設置等による物流の共同化や帰り荷の確保など物流の効率化を促進します。	交通政策課	○国土交通省において実施された「モーダルシフト等推進事業」が有効に活用されるように、運送事業者、荷主等に対して周知を行った。
209	○公共交通機関の利便性の向上に努め、利用促進を図ります。	地球温暖化対策課 交通政策課	○関係市、運輸事業者及び経済団体等で構成する「鹿児島都市圏地球温暖化防止交通対策協議会」において、鹿児島都市圏における通勤手段を、可能な限りマイカーから公共交通機関等へ転換を進める「エコ通勤」に取り組み、自動車・バイク通勤者を対象とした毎週水曜日のバス・市電の運賃を割り引く「エコ通勤特別割引制度」を実施。 「エコ通勤」ポスターやリーフレットを作成し、公共交通機関等の利用促進策を実施。 ○県内の公共交通機関のダイヤ、運賃等の情報を提供する「交通ナビかごしま」を運用。 ○各バス事業者において、運行ダイヤの改善や車両の低床化等利便性向上策や、バスの利用促進策を実施。 ○一部の市町村において、コミュニティバスやデマンド型交通の運行を新たに開始。
210	○自動車排出ガス測定局を必要に応じて拡充するなど監視体制の充実を図ります。	環境保全課	○自動車排出ガス測定局2局（鹿児島市調査分を含む）で常時監視を行うとともに、大気測定車により沿道の環境大気の監視調査を実施した。
211	○市町村や関係団体とも連携して、エコドライブを推進するなど県民の自主的活動による大気汚染防止の取組を促進します。	地球温暖化対策課	○「地球環境を守るかごしま県民運動」において、エコライフデーの11月別テーマをエコドライブと定め、講習会を実施。
212	○公的機関における電気自動車等のクリーンエネルギー自動車の導入を促進するとともに、民間における普及促進に努めます。また、県の公用車の更新の際は、小排気量車への転換や低公害車の導入に努めます。	地球温暖化対策課 管財課	○県自身が低公害車や低燃費車の導入、アイドリング・ストップの励行など環境保全に取り組む「県庁環境保全率先実行計画」を推進。 ○屋久島事務所公用車の更新に際し、電気自動車を導入。 ○屋久島において、住民や事業者に対し電気自動車等の導入助成を実施。 ○特殊車両（1台）を除き、低公害車30台を購入した。なお、更新車両の約61%について小排気量車へ転換した。
213	○市街地部の幹線道路等において、大気浄化機能をもつ植樹帯の効果的な整備に努めます。	都市計画課	○市街地部の県道において、必要に応じて植樹帯・植樹ますを整備。
214	(4) 桜島火山ガス対策 ○桜島の火山活動により排出される二酸化硫黄等の大気汚染物質について、周辺環境濃度の監視を継続するとともに、情報の提供を行います。	環境保全課	(4) 桜島火山ガス対策 ○桜島では、鹿児島市が桜島支所、赤水、有村及び黒神に設置している大気測定局で大気汚染常時監視を行った結果、二酸化硫黄については有村局、黒神局及び赤水局で、浮遊粒子状物質については赤水局で環境基準を達成していない。

215	7 水・土壌環境の保全 (1) 水循環の確保 ○森林・農地の水源かん養機能の維持・向上を図るため、里地里山等の適切な保全・整備を図ります。特に、森林については、保育・間伐等の計画的な実施により、保水力の高い森林づくりを推進します。	森林経営課	7 水・土壌環境の保全 (1) 水循環の確保 ○森林資源の充実や森林の有する公益的機能の高度発揮を図るため、間伐や人工造林等を実施。
216	○水道水源として安全性を確保するため、汚濁発生源対策を促進します。	環境保全課	○延べ349回の監視指導を実施し、29件の改善勧告等の行政指導を行った。
217	○工場・事業場における節水など水使用の合理化対策を促進します。	地球温暖化対策課	○「地球環境を守るかごしま県民運動」において、重点行動項目を決めて実践行動を推進。
218	○公共施設等において、雨水の貯留施設の整備を図るとともに、循環利用や再生利用を促進します。	建築課	○平成24年度は、県有施設における実施事例なし。
219	○各種の啓発活動の実施により、家庭における節水意識の高揚を図ります。	地球温暖化対策課	○「地球環境を守るかごしま県民運動」において、エコライフデーの8月のテーマを「環境にやさしい住まい方(節水)」として、実践活動を促進。
220	○主に都市地域において透水性舗装や雨水浸透ますの設置を促進し、雨水の地下浸透を図ります。	都市計画課 生活排水対策室	○雨水浸透ますについて、事業主体である市町村等に対して助言。
221	○地下水の過剰な汲み上げは地盤沈下や塩水化などを引き起こすおそれもあることから、市町村における適切な地下水の利用対策を促進します。	環境保全課	○平成24年度は新たな地盤沈下や塩水化の発生事例の報告なし。
222	(2) 公共用水域・地下水の保全 (2)－1 公共用水域 ○公共用水域(河川、湖沼、海域)の常時監視を実施し、水質の環境基準の達成維持に努めます。	環境保全課	(2) 公共用水域・地下水の保全 (2)－1 公共用水域 ○環境基準類型指定水域の37河川43水域、4湖沼4水域、8海域24水域、その他の水域の14河川14水域(鹿児島市、鹿屋市、国土交通省調査分含む)について水質調査を実施した結果、健康項目は4地点について環境基準を超過した。生活環境項目については71水域のうち6水域で環境基準を達成していないが、全般的に水質は良好である。
223	○新たに環境基準の類型指定が必要と判断される水域については、現在及び将来の利水や水質等を勘案し、適正な類型指定を行います。	環境保全課	○これまでに、37河川43水域、4湖沼4水域、8海域24水域でBOD又はCODの類型指定、2海域2水域、4湖沼4水域で窒素・りんの種類指定。
224	○水生生物及びその生育環境の保全を図る観点から、水生生物の保全に係る環境基準の類型指定を行います。	環境保全課	○これまでに、37河川38水域、4湖沼4水域で水生生物の保全に係る環境基準の類型指定を行った。
225	○地域の生活に密着した水域である中小河川や小湖沼等については、市町村による定期的な水質の把握を促進します。	環境保全課	○26市町の331河川11湖沼で実施した。また、プールの代用として海水浴場に係る分については、5市町13水域において実施した。
226	○県内の主要な海水浴場について、水質の状況を把握し、その結果を公表します。	環境保全課	○推定利用者が概ね1万人以上の県内25海水浴場について、水質についてはシーズン前及びシーズン中の2回、放射性物質については、シーズン前の1回調査を実施した。シーズン前実施分について公表。調査結果は、全て水浴可能な水質。また、放射性セシウムは不検出。水質調査項目は、ふん便性大腸菌群数、油膜、COD、透明度、O-157。放射性物質測定調査項目は、セシウム-134、セシウム-137。
227	○地域住民が身近な水環境を率先して保全する環境美化活動を促進します。	河川課	○河川愛護月間(県：5月21日～6月20日、全国：7月1日～7月31日)に29市町村、868団体の40,192人が河川愛護作業に参加。うち12団体を表彰。 ○海岸愛護月間(7月1日～7月31日)31市町村、415団体の25,607人が海岸愛護作業に参加。うち3団体を表彰。 ○定期的に河川や海岸の清掃・美化活動を伴う水辺サポーター158団体4,240人(平成24年度末現在)を認定。
228	○良好な水環境を維持するためには、水質の管理のみならず、水量の確保が必要です。このため、河川等からの取水に当たって十分配慮します。	農地整備課	○各事業において、管理者等と取水量等について十分な打合せを行った。
229	(2)－2 地下水 ○地下水の水質保全を図るため、地下水の常時監視調査を実施し、地下水の環境基準の達成維持に努めます。	環境保全課	(2)－2 地下水 ○平成元年度から地下水の常時監視調査を実施しており、平成24年度までに2,788井戸で実施した。
230	○地下水の汚染が確認された地域については、水道への切り替え等適切な措置を指導するとともに、経年的なモニタリングを実施します。	環境保全課	○203井戸について、水質測定計画に基づく調査を実施した結果、41井戸(うち継続監視調査井戸は28井戸)が環境基準を超過。飲用井戸については、関係課と連携を図り水道への切り替え等を指導した。
231	○工場・事業場におけるトリクロロエチレンなどの有害物質の使用状況等を把握するとともに、安全な溶剤への切り替えや適正な使用・管理等を促進します。	環境保全課	○トリクロロエチレン等の有害物質を使用する工場・事業場に対する立入検査等を実施した。

232	○農畜産業においては、適正な施肥や家畜排せつ物の処理など環境と調和した農業を推進します。	食の安全推進課 畜産課	○健全な土づくりと土壌診断に基づく適正な施肥の推進により、化学肥料の10アール当たり施肥量は、71.9% (H23/H8比) に削減。 ○家畜排せつ物の適正処理を推進するための指導を実施。
233	○有害物質の地下浸透防止の指導を徹底します。	環境保全課	○有害物質を使用する工場、事業者等に立入等を実施した。
234	(2)－3 地域水質環境管理計画の推進 ○鹿児島湾については、富栄養化が懸念されていることから、第4期鹿児島湾ブルー計画(平成17年度～26年度)に基づき、生活排水対策や水産養殖対策などを推進し、水質保全目標の達成維持を図るとともに、良好な水環境や水辺空間の保全に努めます。	環境保全課 水産振興課	(2)－3 地域水質環境管理計画の推進 ○「第4期鹿児島湾ブルー計画」に基づき、生活排水対策など発生源対策については、庁内連絡調整会議や「鹿児島湾水質保全推進協議会(県、湾城市町、住民団体、事業者団体等)」の開催により、各関係機関と連携を図りながら推進した。 ○各種イベント等の中で、鹿児島湾ブルー計画の啓発用パネルの展示、啓発用資料の配布を行うなど水質保全に対する意識を高めた。 ○県かん水養魚協会による養殖漁場の行使状況調査を受け、県魚類養殖指導指針に基づいた適正養殖が行われるよう指導するとともに、持続的に養殖漁場を利用するため、漁場改善計画策定に基づき、県内の全魚類養殖漁場を対象に漁協による水質等の調査実施を指導。
235	○池田湖については、富栄養化が懸念されていることから、第4期池田湖水質環境管理計画(平成23年度～32年度)に基づき、畑地かんがいに係る導水管理や生活排水対策等により窒素、りん等の削減を図るなど地域の特性に応じた対策を推進します。	環境保全課	○第4期池田湖水質環境管理計画に基づき、南薩畑地かんがい事業に伴う池田湖への注水管理の徹底をはじめとする発生源対策や啓発活動など、総合的な水質保全対策を実施。計画の推進にあたっては、庁内連絡調整会議の開催や関係市との連携により事業者や地域住民への啓発を図った。
236	○住民団体や事業者団体、県、市町村等で構成する協議会等の活動を通じ、地域住民等の自主的・積極的な実践活動を促進します。	環境保全課	○鹿児島湾奥地域生活排水対策協議会(県、始良市、霧島市、垂水市、住民団体、事業者団体)及び池田湖水質環境保全対策協議会(県、指宿市、南九州市)に対し、県は負担金を拠出し支援。各協議会において、水生生物による水質調査や水質調査体験セミナー、池田湖水フェスティバル等の開催により、県民の水環境保全意識の啓発を図った。
237	(3) 産業系排水対策 (3)－1 工場・事業場対策 ○水質汚濁防止法に基づく排水基準の監視を強化し、基準遵守の徹底に努めます。	環境保全課	(3) 産業系排水対策 (3)－1 工場・事業場対策 ○延べ349回の監視指導を実施し、29件の改善勧告等の行政指導を実施した。
238	○未規制事業場については、県小規模事業場等排水対策指導指針等に基づき、排出水の改善対策等を指導します。	環境保全課	○届出が提出された時や工場・事業場への立入時などに指導を実施した。
239	○排水処理技術や施設の管理技術等の普及を図り、汚濁負荷削減対策を推進します。	工業技術センター	○排水処理施設管理担当者の技術向上のため、工場排水管理技術講習会(186名参加)を開催。 ○排水処理に係る技術相談・指導、現地技術支援を実施。
240	(3)－2 農畜産業・水産業対策 ○水質汚濁防止法に基づく排水基準の監視を強化するとともに、庁内組織として設置している「家畜ふん尿・でん粉工場排水対策連絡会議」等の活用により、関係課と連携を図りながら基準遵守の徹底に努めます。	環境保全課	(3)－2 農畜産業・水産業対策 ○養豚業について、延べ30回の監視指導を実施し、5件の改善勧告等の行政措置を実施した。
241	○水質汚濁防止施設の整備や技術の改善を促進するとともに、生産性と調和を図りつつ環境への負荷の低減に配慮した環境と調和した農業を推進し、農畜産業からの負荷の低減を図ります。	農業開発総合センター 食の安全推進課	○畑における家畜ふん堆肥連用下での地力変化及び地下への養分の溶脱状況の調査を実施。 ○健全な土づくりと土壌診断に基づく適正な施肥の推進により化学肥料の10アール当たりの施肥量は71.9% (H23/H8比) に削減。また、土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減に一体的に取り組むエコファーマーを育成。
242	○畜産経営については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく管理基準の遵守徹底を図ります。	畜産課	○畜産環境保全の指導を実施。
243	○家畜排せつ物の処理については、水質汚濁防止法などの環境関連法令を遵守しつつ、経営規模や立地条件等に適した家畜排せつ物処理施設を整備し、県環境保全型畜産確立基本方針や畜産環境保全対策指導指針等に基づき、適正処理を促進します。	畜産課	○家畜排せつ物の適正処理を推進するための指導を実施。
244	○でん粉工場については、「でん粉工場排水処理に係る環境保全対策指導要領」に基づき、適切な排水処理を促進します。	農産園芸課 環境保全課	○「でん粉工場排水処理に係る環境保全対策指導要領」等に基づき、適正な排水処理がなされるよう操業前の文書指導、操業時の巡回指導並びに行政措置を受けた工場に対する改善指導を実施。 ○でん粉工場について、延べ19回の監視指導を実施した。改善勧告等の行政措置を行った工場は無かった。
245	○水産養殖業については、県魚類養殖指導指針に基づき、生簀(いけす)台数の制限や適正な養殖管理を指導します。	水産振興課	○県かん水養魚協会による養殖漁場の行使状況調査を受け、県魚類養殖指導指針に基づいた適正養殖が行われるよう指導するとともに、持続的に養殖漁場を利用するため、漁場改善計画に基づき、県内の全魚類養殖漁場を対象に漁協による水質等の調査実施を指導。

246	○ウナギ等の内水面養殖の排水については、内水面養殖管理指針に基づき、適正処理を促進します。	水産振興課	○県内の内水面養殖場への定期パトロールにより適正養殖の指導を実施。
247	(4) 生活排水対策 (4)－1 発生負荷の削減 ○生活排水については、家庭における自主的な負荷削減行動を促進するための普及啓発を推進します。	環境保全課	(4) 生活排水対策 (4)－1 発生負荷の削減 ○各種イベント等を通じて、家庭における自主的な水質保全活動を促進するための普及啓発を図った。
248	○鹿児島湾奥の生活排水対策重点地域（鹿児島湾奥部流域4市）については、生活排水対策推進計画に基づき、生活排水対策を推進します。	環境保全課	○鹿児島湾奥の4市（平成24年3月現在）は水質汚濁防止法の生活排水対策重点地域に平成5年3月に指定されており、生活排水対策推進計画を策定。これに基づき合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備や住民への普及啓発などの各種対策を推進した。
249	(4)－2 排水処理施設の整備 ○市街地、農山漁村を含めた効率的な排水処理施設の整備を進めることを目的とした県生活排水処理施設構想（平成21年3月）に基づき、公共下水道や農業・漁業集落排水施設の整備とともに、合併処理浄化槽などの普及を進めます。	生活排水対策室	(4)－2 排水処理施設の整備 ○公共下水道整備事業箇所数11市4町22箇所、供用開始箇所数12市5町24箇所。 ○農業集落排水事業等により、農業集落排水施設の整備を推進しており、平成24年度までに、9市12町2村58地区で事業に着手、うち9市12町2村の55地区で供用開始。 ○平成24年度末の合併処理浄化槽による整備人口は、県人口の30.1%。累積の合併処理浄化槽160,054基で、総浄化槽基数269,608基のうちの59.4%。平成24年度の合併処理浄化槽設置整備事業の助成基数は、5,467基。 ○漁業集落排水施設の整備は、平成24年度までに7市町村13地区で事業を実施、うち11地区で供用開始。
		漁港漁場課	
250	○富栄養化防止対策等が必要な地域については、公共下水道等の高度処理を促進します。	生活排水対策室	○法定検査結果により、浄化槽管理者や関係事業者等に対して浄化槽の適正な管理を指導。
251	○浄化槽の適正な施工や保守点検・清掃、法定検査の充実を図ります。	生活排水対策室	○法定検査結果により、浄化槽管理者や関係事業者等に対して浄化槽の適正な管理を指導。
252	(5) 土壌環境の保全 ○良好な土壌環境を保全するため、土壌に係る環境基準を達成維持するとともに、工場・事業場における有害物質の適正管理や肥料・農薬の適正使用等を促進します。	環境保全課	(5) 土壌環境の保全 ○有害物質を使用している事業場に対し、立入指導を実施した。 ○環境と調和した農業推進研修会や土づくり推進月間、農薬適正使用推進期間を設けるなど啓発活動を実施。
		食の安全推進課	
253	○土壌汚染対策法に基づき、当該土地所有者等に対し、有害物質使用特定施設の使用の廃止時や一定規模以上の土地の形質の変更の届出の際に必要なに応じて、土壌汚染状況調査の実施を指導します。	環境保全課	○H15.2.15土壌汚染対策法が施行されて以来、51事業場について法に基づく手続きが行われた。平成24年度末現在で、1区域を形質変更時要届出区域に指定。
254	○土壌汚染の状況が基準に適合しない場合は、汚染されている地域として指定し、情報を公開するとともに、健康被害の防止措置の適切な実施を指導します。	環境保全課	○他県の汚染土壌処理事例等について、情報収集に努めた。
255	○「県外産業廃棄物及び県外汚染土壌の搬入の許可に関する条例（平成22年6月）」に基づき、汚染土壌の適正な処理の確保を図ります。	環境保全課	
256	8 化学物質の環境安全管理 (1) 包括的対策 ○化学物質排出把握管理促進法に基づき、化学物質の排出量や移動量等の実態を把握するとともに、工場・事業場における化学物質の適正管理を促進します。	環境保全課	8 化学物質の環境安全管理 (1) 包括的対策 ○化学物質排出把握管理促進法に基づき、平成24年度は452事業所からのP R T R届出があり、これを受付し、国に送付。鹿児島県のP R T Rデータをまとめ県ホームページで公表。 ○農薬販売店（卸）を対象とした流通実態調査を行い、農薬の種類・量の把握等情報収集を実施。
		食の安全推進課	
257	○人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質に関する化学的・物理的特性、毒性情報、生産量、使用量及び管理方法等の情報を収集し、モニタリング等に活用します。	環境保全課	○昭和59年度から環境省の委託により化学物質審査規制法指定化学物質等の環境残留状況の把握を目的とした調査を実施しており、平成24年度は、モニタリング調査（水質、底質、生物、大気）を実施した。
258	○化学物質の環境への影響や濃度等について調査研究や情報収集に努めます。	環境保全課	○有害大気汚染物質について、環境モニタリング調査（7地点）（環境省及び鹿児島市調査分を含む）を実施するとともに、事業所から排出される有害大気汚染物質について排出実態調査（3施設）を実施した。
259	○化学物質に関する正確で分かりやすい情報の提供に努めます。	環境保全課	○有害大気汚染物質、ダイオキシン類等に係る常時監視調査結果やP R T Rに係るデータをとりまとめ、県ホームページで公表した。
260	○ベンゼンやテトラクロロエチレンなど有害大気汚染物質について、健康影響や発生源に係る情報の集積を図るとともに、環境基準の達成維持に努めます。	環境保全課	○有害大気汚染物質排出事業所等における有害大気汚染物質の排出状況等を調査し、排出低減対策の推進について指導した。

261	○人の健康や水生生物に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質については、関係法令に基づき、排水規制や地下浸透規制、農薬の安全使用対策を適正に実施するとともに、廃棄物の適正な処理を促進します。また、有害化学物質の使用法の改善について、技術的な指導を行います。	環境保全課	○揮発性有機化合物の排出のおそれがある20事業場の監視指導を実施した。 ○有害大気汚染物質について、環境モニタリング調査（6地点）（鹿児島市調査分を含む）を実施するとともに事業所から排出される有害大気汚染物質について排出実態調査（3施設）を実施した。 ○工場・事業場に対する立入指導を行い、排出水の監視・調査を実施した。
		食の安全推進課	○「農薬使用の手引き」を作成し、病害虫・雑草防除及び植物成長調節における農薬の適正な使用を指導。 ○県内32のゴルフ場において、井戸や排水口等の自主水質検査を行った結果、環境省が示した暫定指導指針値を下回っていた。
262	(2) ダイオキシン類 ○ダイオキシン類対策特別措置法や廃棄物処理法に基づき、その排出量の実態を把握し、廃棄物焼却施設等の排出源対策を進めます。	環境保全課	(2) ダイオキシン類 ○ダイオキシン類の排出を抑制するため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、廃棄物焼却炉以外の特定施設について、設置者による測定の実施と排出基準の遵守を指導した。
		廃棄物・リサイクル対策課	○ダイオキシン類対策特別措置法等に基づき、14施設の排出ガス、排出水及び地下水を採取・分析した結果、すべて排出基準等に適合。 ○焼却施設から発生するダイオキシン類の排出を抑制するため、構造基準（助燃装置、温度計、記録計等の設置）・維持管理基準（800℃以上で燃焼、ダイオキシン類の測定等）の遵守を指導。
263	○大気や公共用水域（水質、底質）、地下水、土壌のダイオキシン類による汚染の状況を監視します。	環境保全課	○「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、大気、水質、底質、地下水質及び土壌についてダイオキシン類常時監視調査を実施し、調査結果を県ホームページで公表した。
264	○県廃棄物処理計画等に基づき、ごみ処理の広域化を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○循環型社会形成推進交付金事業の導入を図り、市町村等のごみ焼却施設1箇所（種子島地区広域事務組合）、リサイクルセンター1箇所（種子島地区広域事務組合）、最終処分場1箇所（種子島地区広域事務組合）、ストックヤード2箇所（鹿児島市、霧島市）など、一般廃棄物処理施設が完成。
265	○ダイオキシン類の発生を抑制するため、廃棄物の減量化やごみの分別の徹底を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○「ごみ減量等推進研修会」の開催、「県ごみ減量化・リサイクル推進協議会」において、ごみの減量化・リサイクルの取組を推進。
266	(3) PCB廃棄物 ○「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）」や平成20年3月に策定した県PCB廃棄物処理計画に基づき、適正な処理を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	(3) PCB廃棄物 ○PCB特別措置法に基づく届出の遵守を指導。 ○鹿児島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づき指導。
		廃棄物・リサイクル対策課	○PCB特別措置法に基づく届出の遵守を指導。 ○鹿児島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づき指導。
268	(4) その他の化学物質 ○農薬安全使用の徹底や農薬取扱者の指導・取締り、農薬の適正な使用を促進します。また、広域的に実施する松くい虫や水田等の航空防除については、関係法令に定める条件や留意事項等の遵守など安全対策を徹底します。	食の安全推進課	(4) その他の化学物質 ○農薬取締法による農薬適正使用の周知徹底や、適期・的確な病害虫発生予察情報の提供により、農薬の10アール当たり使用量を43%（H24/H8比）に削減。 ○農薬適正使用推進期間を設けて、農薬使用者等に対する広報、農薬販売店等に対する研修会や立入検査・指導の実施などにより農薬の適正使用を推進。 ○有人ヘリコプター及び無人ヘリコプターによる水稲等の航空防除の実施団体に対し、農薬安全使用対策を指導。
		森づくり推進課	○松くい虫特別防除事業に係る航空防除実施に際し、農林水産航空事業技術指針を適正に運用し、関係法令等に定める航空防除実施上の留意事項を遵守することにより松くい虫被害の適正な防除を図るとともに、地域住民や関係団体、市町村等による連絡調整会議を開催。
269	○農薬に替わる害虫防除の方法として、天敵利用などの生物的防除、耕種的・物理的防除技術などを組み合わせた総合防除技術の開発を推進します。	農業開発総合センター	○施設ビーマンにおける天敵利用技術開発を現地栽培農家と共同で実施。 ○ジャガイモそうか病における有機質資材等を用いた発生抑制試験を実施。 ○マンゴーにおける天敵（スワルスキーカブリダニ）の防除試験を実施。 ○レンゲの害虫アルファルファタコゾウムシに対する天敵（ヨーロッパトビチビアメバチ）及び微生物天敵（疫病菌）を用いた防除試験を実施。 ○2012年末の臭化メチル使用廃止に向け開発した代替技術（ピーマンのPMMoV防除対策技術）を体系化した栽培マニュアル作成を共同研究により実施。

270	<p>(5) 事故時における対策</p> <p>○有害化学物質に係る汚染の防止を図るため、平成22年5月に水質汚濁防止法の改正が行われたところであり、今後とも関係機関と連携しながら、事故が発生した場合の応急措置や速やかな復旧、事故の状況の通報、その拡大や再発の防止措置など各種の対応に係る関係法令の周知・徹底を図ります。</p>	<p>環境保全課</p> <p>食の安全推進課</p> <p>水産振興課</p>	<p>(5) 事故時における対策</p> <p>○川内川、肝属川及び大淀川の一级河川では、各水質汚濁対策連絡協議会のマニュアルに従い速やかな対応を図るとともに、二级河川でもマニュアルに準じて対応した。</p> <p>○農業事故等の発生に際しては、関係機関と連携を密にし、迅速的確な状況把握に努め、関係団体等の協力も得て、その再発防止対策を実施。</p> <p>○県内で発生した油漂着事故について、状況の把握に努めるとともに、県漁連等関係機関との連携の下、その防除、清掃が円滑に行われるよう指導。</p> <p>○魚病検査を4件実施。</p>
271	<p>○魚などのへい死事故等については、連絡体制、応急対策、原因究明等について関係機関と連携し、適切な対応を図ります。</p>	<p>水産技術開発センター</p>	
272	<p>9 騒音・振動、悪臭等の防止</p> <p>(1) 騒音・振動の防止</p> <p>(1)－1 環境基準の類型指定等の推進</p> <p>○土地利用等の実状に応じ、騒音、振動の規制地域の設定や騒音に係る環境基準の類型指定の見直し等を推進します。</p>	<p>環境保全課</p>	<p>9 騒音・振動、悪臭等の防止</p> <p>(1) 騒音・振動の防止</p> <p>(1)－1 環境基準の類型指定等の推進</p> <p>○市町村担当者研修会等で、土地利用等に応じた類型指定等について説明した。</p>
273	<p>(1)－2 工場・事業場対策</p> <p>○騒音規制法、振動規制法及び公害防止条例等に基づき、規制・指導の徹底を図ります。また、土地利用等の実状を踏まえて、必要に応じ騒音・振動に係る指定地域を適正に見直します。</p>	<p>環境保全課</p>	<p>(1)－2 工場・事業場対策</p> <p>○市町村担当者研修会等で、法に基づく規制制度について説明した。</p> <p>○公害防止条例に基づく設置届出(8件)の受理時に、届出者に対し、騒音防止対策の実施について指導した。</p>
274	<p>○工場・事業場の立地等に際しては、住工分離など環境に配慮した土地利用の適正化を促進します。</p>	<p>都市計画課</p>	<p>○工場・事業場の立地等に際しては、住工分離環境に配慮し、用途地域の決定等により、土地利用の適正な誘導を実施。</p>
275	<p>○市町村による騒音・振動の実態把握を促進します。</p>	<p>環境保全課</p>	<p>○市町村担当者研修会等で、特定工場等、特定建設作業の届出受理、審査及び台帳の整備等について説明し、実態把握に努めるよう指導した。</p>
276	<p>○低騒音型機器の使用や防音壁の設置など騒音・振動防止技術の普及を図ります。</p>	<p>環境保全課</p>	<p>○市町村担当者研修会等で、騒音、振動防止技術の普及について啓発を図った。</p>
277	<p>○低周波音に対する情報収集や提供に努めます。</p>	<p>環境保全課</p>	<p>○低周波音に関する情報を収集した。</p>
278	<p>(1)－3 道路交通騒音・振動対策</p> <p>○公園・緑地、緩衝建築物等緩衝空間の設置など沿道土地利用対策を促進します。</p>	<p>都市計画課</p>	<p>(1)－3 道路交通騒音・振動対策</p> <p>○用途地域等の指定による土地利用の誘導等。</p>
279	<p>○バイパス等の道路網の整備、生活ゾーンへの通過交通の排除、信号機の運用改善や速度規制の見直しなど交通流対策を推進します。</p>	<p>県警交通規制課</p> <p>道路建設課</p> <p>道路維持課</p>	<p>○最高速度等33区間21.465kmの見直しを実施し、更に生活ゾーン対策として「ゾーン30」5区域の規制を実施した。</p> <p>○幹線道路やバイパスなど体系的な道路整備及び交差点の改良を実施。</p>
280	<p>○低騒音舗装による路面の改良や遮音壁、植樹帯の設置など必要に応じて道路構造対策の実施に努めます。</p>	<p>都市計画課</p>	<p>○市街地部の県道において、必要に応じて低騒音舗装や植樹帯を整備。</p>
281	<p>○関係法令等に基づき、過積載や整備不良車両等の指導・取締りを強化します。</p>	<p>県警交通指導課</p>	<p>○交通事故や交通違反の実態、苦情、取締り要望に基づき、過積載や整備不良車両等の指導・取締りを強化し、平成24年度中、過積載違反を107件、整備不良等の違反を1,122件検挙。</p>
282	<p>○騒音・振動対策の基礎的データとなる道路交通騒音・振動の実態を把握するため、市町村等による測定を促進します。</p>	<p>環境保全課</p>	<p>○4区間で、道路に面する地域の騒音に係る環境基準の達成状況調査を実施し、99.9%の達成率。</p>
283	<p>(1)－4 鉄道騒音・振動対策</p> <p>○平成23年3月に全線開業した九州新幹線鹿児島ルートについては、定期的に騒音測定を実施し、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成維持に努めます。また、必要に応じ関係機関と連携しながら、騒音・振動の防止に努めます。</p>	<p>環境保全課</p>	<p>(1)－4 鉄道騒音・振動対策</p> <p>○新幹線の騒音・振動の防止対策については、新幹線騒音に係る環境基準の達成状況調査を実施した。騒音の達成率は86.6%(13/15地点)。</p>
284	<p>○在来鉄道については、必要に応じ関係機関と連携しながら、騒音・振動の実態把握やその防止に努めます。</p>	<p>環境保全課</p>	<p>○事業者から相談があった際に、騒音・振動の防止について、適切な対応に努めるよう指導を行った。</p>
285	<p>(1)－5 航空機騒音対策</p> <p>○鹿児島空港及び鹿屋飛行場については、定期的に騒音測定を実施し、実態把握に努めます。また、必要に応じ騒音の低減措置について関係機関へ要請するなど、騒音の防止に努めます。</p>	<p>環境保全課</p>	<p>(1)－5 航空機騒音対策</p> <p>○鹿児島空港及び鹿屋飛行場において、6地点ずつ測定した結果、全て環境基準を達成。</p>
286	<p>○その他の空港等については、必要に応じ騒音測定を実施し、実態把握に努めます。</p>	<p>環境保全課</p>	<p>○苦情があった場合、必要に応じ対応。</p>

287	(1)－6 建設作業騒音・振動対策 ○騒音規制法や振動規制法及び県公害防止条例等に基づき、規制・指導の徹底を図るとともに、低騒音・低振動型機種を導入を促進します。	環境保全課 技術管理室	(1)－6 建設作業騒音・振動対策 ○市町村担当者研修会において、規制事務を周知徹底を図った。 ○低騒音・低振動型建設作業機械の法令上の取扱について、担当者研修会や文書で周知した。 ○工事にあたっては、建設業者に対し、「建設工事に伴う騒音・振動対策技術指針」に基づき施工するよう指導。低騒音・低振動での施工を行うべき地域では、工事積算において各々対応。 ○建設業者を対象に行っている研修の中で、低騒音・低振動型機械による施工事例等を説明し、低騒音・低振動型機種導入の促進を図った。
288	(1)－7 近隣騒音対策 ○飲食店等の深夜営業騒音や商業用等の拡声器騒音については、県公害防止条例等により規制や指導の徹底を図ります。	環境保全課 県警地域課 県警生活環境課	(1)－7 近隣騒音対策 ○苦情等については、市町村担当部署と協議しながら実態調査を行い対応した。 ○騒音苦情等で県警本部通信指令室（110番）に568件の通報を受理。 ○公安委員会では県風俗環境浄化協会（県防犯協会）に、風俗営業管理者講習会を委託し、県下各警察署等で平成24年度中同講習会を20回開催し、692人の管理者を指導。
289	(2) 悪臭の防止 (2)－1 工場・事業場対策 ○悪臭防止法や公害防止条例に基づき、規制・指導の徹底を図ります。また、規制地域の指定を進めるとともに、既存の規制地域についても悪臭の実態を踏まえ、必要に応じて適正に見直します。	環境保全課	(2) 悪臭の防止 (2)－1 工場・事業場対策 ○特定悪臭物質濃度測定を1事業場で実施した。
290	○工場・事業場の立地等に際しては、悪臭が発生しない施設の整備を促進します。	環境保全課 産業立地課	○市町村からの相談に対応した。 ○県管理の工業団地の土地取得者に対しては騒音、振動等による公害を発生させないように十分な防除の措置を講じさせるため、分譲申込みの際に、公害防止計画書の提出を求めたり、立地協定書や土地売買契約書で規定。
291	○複合臭に対応するため、市町村における臭気指数規制の導入を促進します。	環境保全課	○市町村からの希望等を聴取したほか、説明会等で解説した。
292	○脱臭施設の設置や建屋の密閉化など悪臭防止技術の普及に努めます。		
293	(2)－2 畜産対策 ○飼養規模に応じた堆肥舎、浄化処理施設など家畜排せつ物処理施設や脱臭施設等の整備を促進します。	畜産課	(2)－2 畜産対策 ○資源リサイクル畜産環境整備事業や畜産環境整備リース事業等により、畜産農家22戸に対して家畜排せつ物処理施設等の整備を実施。
294	○家畜排せつ物の適正処理はもとより、畜舎内外の清潔保持や農場周辺の環境美化などについて畜産農家への巡回指導を行い、環境と調和した畜産経営の実現を図ります。	畜産課	○家畜排せつ物の適正処理を推進するための指導を実施する。地域住民からの苦情に対する改善を指導。 ○畜舎及びたい肥舎等の周辺の環境美化を実施。
295	○悪臭防止に関する技術の導入を促進します。	畜産課	○家畜排せつ物処理方法やたい肥等の土地還元の適正化を推進。
296	(3) 不快害虫等の適正な駆除 ○ヤンバルトサカヤスデ等の不快害虫については、市町村による適正な駆除を促進するとともに、ヤンバルトサカヤスデ対策検討委員会において生態や駆除方法の調査研究に努めます。	廃棄物・リサイクル対策課	(3) 不快害虫等の適正な駆除 ○地域の環境衛生向上を図るため、地区衛生組織指導者を中心に、環境衛生地区診断を市町村、校区単位で実施。 ○ヤンバルトサカヤスデのまん延防止のため、大学や民間の専門家等で組織する「ヤスデ対策検討委員会」を11月に開催し、忌避物質等に関する調査研究等を行うとともに、まん延防止リーフレットを作成・配布した。 ○ヤンバルトサカヤスデの大量発生地区を対象に、発生状況等の確認調査を実施。
297	○適正な駆除について住民への普及啓発を図ります。	廃棄物・リサイクル対策課	○ヤンバルトサカヤスデの新規発生地区を対象に、住民説明会を開催。
298	10 原子力発電所周辺の安全の確保と環境の保全 ○川内原子力発電所周辺の環境放射線調査を実施し、調査結果を定期的に公表します。また、監視を適切に実施するため、施設や機器などの計画的な整備・充実を図ります。	原子力安全対策課	10 原子力発電所周辺の安全の確保と環境の保全 ○川内原子力発電所周辺環境放射線調査結果について、年4回取りまとめて公表するとともに、モニタリングポスト等の調査結果については、リアルタイムで県のホームページ等で公表。 ○福島第一原子力発電所事故を踏まえた監視体制の強化として、モニタリングポストの増設、環境試料の放射能分析機器の増強、環境放射線テレメータシステムの更新などを行った。
299	○川内原子力発電所に関する安全協定の厳格な運用に努めます。	原子力安全対策課	○発電所の運転状況等に関し61件（安全協定に基づくもの）の連絡、事前協議を受けるなど、安全協定を厳正に運用することにより発電所の状況把握と安全対策に万全を期した。
300	○県環境放射線監視センター内の原子力情報展示ルームの活用や広報誌等により、原子力や放射線に関する知識の普及啓発に努めます。	原子力安全対策課	○環境放射線監視センター原子力情報展示ルームに、約119人が入館。 ○各種の調査結果や川内原子力発電所の運転状況等について紹介した広報紙「原子力だよりかごしま」を年4回発行。
301	○環境放射線監視テレメータシステムや川内原子力発電所地震観測システムの運用など県民に対する情報提供の充実に努めます。	原子力安全対策課	○川内原子力発電所地震観測システムを運用し、川内原子力発電所の震度情報を県民に迅速に公表。

302	○県原子力防災センターでは、通常時においては、研修や訓練を実施します。なお、万が一、原子力災害が発生した場合には、国・県・市の現地対策本部が設置されるとともに、防災関係機関等の職員が参集し、相互の情報を共有しながら必要な応急対策を実施します。	原子力安全対策課	○原子力防災訓練については、平成23年12月に策定した県原子力災害対策暫定計画に基づく訓練を平成24年8月11日に実施した。 ○県原子力防災センターを訓練・研修で利用。
303	第4節 良好な環境を支える共通施策の推進 1 環境影響評価等の推進 ○環境影響評価法や県環境影響評価条例等に基づき、各種開発行為について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるように指導します。	環境林務課	第4節 良好な環境を支える共通施策の推進 1 環境影響評価等の推進 ○環境影響評価法や県環境影響評価条例に基づき、開発行為を行おうとする者に対し環境影響評価が適正かつ円滑に実施されるよう審査指導を行った。(法対象事業2件、県条例対象事業1件) ○審査に必要な各種情報の収集や技術的事項について知見の集積を図るため、各種会議への参加及び環境省との連絡調整を行った。
304	○環境影響評価における調査・予測・評価の充実を図るため、予測・評価手法の研究に努めるとともに、審査に必要な各種情報の収集や技術的事項について知見の集積を図ります。	環境林務課	○国土利用計画法に基づく届出等に際し、事業活動による環境への負荷の軽減を図るため、計画内容や周辺環境等を勘案して、環境に配慮した事業を実施するよう指導した。
305	○国土利用計画法や大規模取引事前指導要綱、土地利用対策要綱等に基づく届出や協議に際し、計画内容や周辺環境等を勘案して適切に指導します。	環境林務課	○国土利用計画法に基づく届出等に際し、事業活動による環境への負荷の軽減を図るため、計画内容や周辺環境等を勘案して、環境に配慮した事業を実施するよう指導した。
306	○事業の計画段階における環境影響評価(戦略的環境アセスメント)については、「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン(平成19年5月、環境省)」を踏まえ、必要に応じ導入について検討します。	環境林務課	○戦略的環境アセスメントに係る情報収集に努めた。
307	○県環境影響評価条例については、環境影響評価法等の改正を踏まえ、必要に応じ条例改正の検討を行います。	環境林務課	○環境影響評価法等の改正を踏まえ、鹿児島県環境影響評価条例及び同条例施行規則の改正を行った。
308	2 環境教育・環境学習の推進 (1) 環境教育・環境学習の機会の提供 ○県環境学習推進基本方針(平成17年3月)に基づき、環境教育・環境学習を体系的かつ計画的に推進します。	地球温暖化対策課	2 環境教育・環境学習の推進 (1) 環境教育・環境学習の機会の提供 ○かごしま県民交流センター6階の「生命と環境の学習館」を活用した環境問題等の普及啓発・人材や教材等の情報収集・提供等環境教育・環境学習を計画的に推進。 ○総合的な学習の時間等で行う環境教育として、地域の特性を活かした体験的な学習がなされるよう研修会や諸会合等で指導。 ○小中学校、高校へ環境学習アドバイザーを派遣。
309	○学校において、理科、社会、道徳、総合的な学習の時間などで、自然の豊かさとそれを支える地球環境、開発と環境保全とのバランス、環境に配慮した消費生活等についての学習及び体験的な活動等の環境教育を推進します。また生涯学習の場等における環境学習を推進します。	義務教育課	○学校における環境教育を総合的に推進。 ①児童・生徒の環境への興味・関心を高めるための指導方法の研究・普及等に努めている。 ②教員の指導力向上のため総合教育センターにおける研修講座「環境教育」の開催(各教科及び総合的な学習の時間等に関する講座においても、環境教育の視点からの研修等あり) ③全国規模の研究会や研修会等への教員の派遣。 ④学校での研究会等への講師派遣や各種情報の提供。
310	○学校における環境教育を総合的に推進するため、体験的環境学習指導手引書の活用、体験学習の積極的な導入など幅広く環境教育を展開するとともに、環境教育を進めるための教員の研修や情報等の提供を推進します。	地球温暖化対策課	○かごしま県民交流センター6階の「生命と環境の学習館」を、地球環境の大切さを学ぶ場として活用。
311	○環境教育・環境学習の場の提供や人的支援を促進するため、生命と環境の学習館(かごしま県民交流センター内)、屋久島環境文化村中核施設(屋久島環境文化村センター)、屋久島環境文化研修センター)、県環境保健センター、奄美野生生物保護センター、屋久島世界遺産センター、大学等教育機関、事業者、民間団体等の相互連携を推進します。	地球温暖化対策課	○環境学習アドバイザーの派遣や環境学習ポータルサイト「かごしまeco-ネット」を活用した情報提供等を実施。
312	○教材やプログラムの提供、講師の派遣、環境学習に役立つ情報の提供などの支援を行います。	地球温暖化対策課	○「屋久島自然文化体験セミナー」を年5回、「屋久島ガイドセミナー」を年2回実施。
313	○自然公園等における探索コースなどフィールド施設の整備・管理を推進します。	自然保護課	○奄美群島では天城町、与論町などで園地など公園利用施設を整備。
314	(2) 自主的実践活動の促進 ○グリーンマスター(みどりの指導員)及び自然観察指導員等のリーダーの育成・確保を図ります。	森づくり推進課	(2) 自主的実践活動の促進 ○グリーンマスター1名を認定。(延べ43名)
315	○自主的実践活動に対し環境学習指導者人材バンクの充実及び活用促進を図るとともに、民間団体相互のネットワークづくりを推進します。	自然保護課	○「屋久島ガイドセミナー」を年2回実施。
		地球温暖化対策課	○人材バンクに91人登録し、県ホームページで公開。(H25.3末時点) ○環境保全に関して知識を有する者及び環境保全活動の実践者の中から、18名を環境学習アドバイザーとして委嘱(平成23年4月から2年間)。各種団体等が実施する環境学習講座や自然観察会等にこの環境学習アドバイザーを講師として30回派遣し、2,032人が講座等を受講。

316	○環境月間等でのキャンペーンやスターウォッチング、自然観察会、水辺美化活動、グリーン購入、省資源・省エネルギー運動等を通して、県民の環境保全意識の啓発を図ります。	地球温暖化対策課	○「地球環境を守るかごしま県民運動」において、重点行動項目を決めて実践行動を推進。
317	○次代を担う子供たちが自主的に環境学習や環境保全活動を行う「こどもエコクラブ」の活動を支援し、設置を促進します。	地球温暖化対策課	○平成24年度は、48クラブ（会員1,631人）が登録。
318	○子供たちの環境に対する理解や意識を高めるため、「かごしまこども環境大臣」の取組をさらに推進します。	地球温暖化対策課	○県内各地の環境保全活動を積極的に実践している小中学生6名を、こども環境大臣に任命。 ○こども環境大臣サミットを8月9～10日に開催。かごしまこども環境宣言2012を作成。 ○県内で開催された様々な環境イベントへの参加。
319	(3) 環境教育・環境学習施設の活用 ○環境について体験・学習できる生命と環境の学習館、屋久島環境文化村中核施設等の積極的活用を図ります。	地球温暖化対策課	(3) 環境教育・環境学習施設の充実 ○かごしま県民交流センター6階の「生命と環境の学習館」を、地球環境の大切さを学ぶ場として活用。
		自然保護課	○エコツアーガイドや観光関係者、教職員等、広く一般社会人を対象とした「屋久島研究講座」を開講し、延べ331名が受講。 ○「屋久島自然文化体験セミナー」を年5回、「ガイドセミナー」を年2回実施。
320	○県環境保健センターにおける環境教育・環境学習や研修、情報の収集・提供などに努めます。	環境保健センター	○環境保健センターの来訪者及び研修生に対し、大気テレメータシステムで収集したデータの表示装置や各種パネル等を使用して学習する機会を提供。 ○中学校等で開催している環境教育において、大気測定車を公開するとともに県内の大気環境の状況説明を実施。
321	○ビオトープ等自然回帰型などの公園施設を貴重な環境学習の場として利用します。	都市計画課 観光課	○環境教育・環境学習の場として公園を活用。 ○自然保護思想の高揚を図るため、桜島ビジターセンター及び高千穂河原ビジターセンターの管理運営を行った。
322	○地球温暖化対策として県立学校や公立小中学校に整備した屋上緑化や太陽光発電の施設を環境教育に活用します。	地球温暖化対策課	○身近な素材として環境教育に活用。
323	3 調査研究・監視観測等の充実 (1) 調査研究の推進 ○生物多様性に関する調査研究や環境リスクの解明と評価に関する調査研究を推進します。	環境保健センター	3 調査研究・監視観測等の充実 (1) 調査研究の推進 ○有害化学物質による環境汚染の未然防止の観点から、過去使用されたものも含めた化学物質の環境残留性の実態把握のため、大気、水質、底質、生物のモニタリングや暴露量等の調査を実施。 ○水田に散布され、河川に排出される除草剤、殺菌剤、殺虫剤等の農薬の濃度を解析し、排出推定モデルにより時間的、空間的挙動を把握することを目的として、国立環境研究所と共同で河川水中の農薬の実態調査を実施。 ○全国の湖沼において、共通の生物とそれらの生育・生息に深く関係する水質や流域情報等を収集し、統合化することで、湖沼生態系評価のための情報整備を国立環境研究所や他の地方環境研究所等と共同で実施。
			○新環境基準に対応する航空機騒音測定・評価マニュアルに基づいた測定と現行手法による同時調査を現行調査地点で実施し、データを収集・解析することにより、新環境基準に対応できる体制の検討。 ○地球温暖化が池田湖の水環境に及ぼす影響を把握するため、池田湖の栄養塩類の挙動等を詳細に調査し、水質変動機構について解析・検討。 ○現行の公共用水域常時監視に欠落している水質形成の機構解明、観測の時間密度、未測定項目を補完し、今後の沿岸海域水環境の観測方法の在り方の提案につなげるために、国立環境研究所や他の地方環境研究所等と共同で下層D0等の実態調査を実施。 ○本県における温暖化の現状及び影響と考えられる事象を、統計資料及び文献等に基づき、調査・解析し取りまとめた。 ○地球温暖化に係る高温多湿生息カビ毒の食品中含有状況及び汚染原因調査を実施。
324	○環境の情報や施策の実施状況を把握し、環境の状況を総合的に評価する環境指標の開発のための調査研究を推進します。	環境保健センター	
325	○環境の評価手法に関する調査研究や生物を利用した水質評価手法に関する調査研究等を推進します。	環境保健センター	○環境GISの活用やその他必要となる情報の配信方法等について検討。

326	<p>○県内外の試験研究機関との相互連携を図り、環境保全に有効な諸技術や先端的な技術の開発研究を促進します。</p>	<p>工業技術センター</p> <p>水産技術開発センター</p> <p>環境保健センター</p> <p>森林技術総合センター</p> <p>農業開発総合センター</p>	<p>○高濃度の窒素分を含む排水の処理で採用されている硝化脱窒法で、炭素源として添加される工業用メタノールの代替として、焼酎粕を活用し処理のコスト低減を図る試験研究を実施。</p> <p>○ディーゼル車の環境性能に与えるバイオマス燃料の影響実態把握とその評価に関する研究の一部として、廃食用油BDFの性状評価等を（独）交通安全環境研究所からの受託研究として実施。</p> <p>○塗装廃液用の浄化剤を開発する共同研究を民間と実施。</p> <p>○納豆菌等を用いた微生物資材を開発する共同研究を民間と実施。</p> <p>○養殖経営のコスト低減及び漁場環境への負荷の軽減を図るため、養殖ブリにおける高水温期の無駄のない給餌方法を開発するための試験を実施。</p> <p>○本県における酸性雨の実態を把握するため、降水成分調査を実施するとともに、他自治体等と共同で発生メカニズムなどについて検討。</p> <p>○PM2.5と光化学オキシダントは、密接に関係しており広域汚染の影響を受けるため、それらの実態解明のため、国立環境研究所や他自治体等と共同で基礎的解析等を実施。</p> <p>○気象変動に対応した原木シイタケ栽培技術を確立するため、中温系品種を用いた栽培や発生操作の効果等の試験を実施。</p> <p>○南方系侵入害虫の防除に関する研究を実施。</p> <p>○野菜畑における土壌微量元素の過剰を軽減する土壌管理技術の開発を共同研究により実施。</p> <p>○焼酎粕を出さない焼酎製造法を用いて、焼酎副産物の新しい利用技術の開発を共同研究により実施。</p> <p>○消費電力量の多い茶の防霜ファンについて、節電型防霜法を開発を共同研究により実施。</p> <p>○キクの電照栽培に用いる光源を、消費電力の多い白熱電球から消費電力の少ないLEDに転換するための技術開発を共同研究により実施。</p>
327	<p>(2) 監視観測体制の充実</p> <p>○大気や水質、化学物質、環境放射線等に関する監視観測体制を充実・強化します。</p>	<p>廃棄物・リサイクル対策課</p> <p>自然保護課</p> <p>環境保全課</p>	<p>(2) 監視観測体制の充実</p> <p>○最終処分場や中間処理施設に係る産業廃棄物の分析試験を実施。</p> <p>○ダイオキシン類対策特別措置法等に基づき、14施設の排出ガス、排出水及び地下水を採取・分析した結果、すべて排出基準等に適合。</p> <p>○自然保護推進員69名を設置し、地域住民及び一般利用者に対する自然保護思想の普及高揚並びに自然の保護及びその適正な利用を指導するとともに、研修会を開催し、資質の向上を図った。</p> <p>○希少野生動植物保護推進員90名を設置し、県内に生息・生育する希少野生動植物の保護活動を図るとともに、研修会を開催し、資質の向上を図った。</p> <p>○鳥獣保護員102名を配置し、鳥獣保護区の管理、狩猟の取締り、一般住民及び狩猟者の指導、鳥獣保護思想の普及啓発及び鳥獣に関する諸調査を実施するとともに鳥獣保護員に対し研修を行い、資質の向上を図った。</p> <p>○17箇所の大気汚染常時監視測定局（鹿児島市調査分を含む。）及び大気測定車において、常時監視を行い、測定結果をホームページにてリアルタイムに公表した。</p> <p>○県民が屋外で活動する機会の増える日中の行動の参考となるよう、「微小粒子状物質（PM2.5）に関する注意情報の発表」の運用を開始した。</p> <p>○水質汚濁防止法に基づき、37河川、4湖沼、8海域の公共用水域及び203戸の地下水において常時監視を実施した。</p> <p>○ダイオキシン類対策特別措置法に基づき実施した大気、水質、底質、土壌、地下水質など延べ38地点の調査結果も全て環境基準値以下であった。</p>
328	<p>○酸性雨や光化学オキシダントについては、国等と連携を図りながら、監視体制を充実・強化します。</p>	<p>環境保全課</p>	<p>○10箇所の大気汚染常時監視測定局（鹿児島市調査分を含む。）において、オキシダントの常時監視を行うとともに、大気測定車による監視を実施。また、酸性雨については、県内4箇所（鹿児島市調査分を含む。）で監視調査を実施した。</p>
329	<p>4 環境情報の整備・提供</p> <p>○自然環境や地球環境など環境に関する情報を収集・提供する体制の整備に努めます。</p>	<p>地球温暖化対策課</p>	<p>4 環境情報の整備・提供</p> <p>○かごしま県民交流センター「生命と環境の学習館」の環境保全活動等に関する情報を県民に提供するコーナーにおいて、各種書籍、パンフレット等の閲覧や配布を実施。</p>
330	<p>○毎年度作成する環境白書や県環境基本計画の進捗情報を県ホームページに掲載するとともに、わかり易く親しみやすい環境情報を提供します。</p>	<p>環境林務課</p>	<p>○平成23年度の本県の環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策等について取りまとめた平成24年版環境白書450部を作成し、関係機関等へ配布。</p>

331	○公共用水域や大気、騒音、振動、ダイオキシン類等の測定結果については、県ホームページに掲載します。	廃棄物・リサイクル対策課	○廃棄物焼却炉の排出ガス、最終処分場の地下水・放流水の測定結果をホームページ上で公開。
332	○県民、事業者の自主的・積極的な環境保全活動を支援するため、県内の環境の状況を把握し、提供します。	環境保全課 環境林務課	○公共用水域、大気、騒音、振動、ダイオキシン類等の測定結果を県ホームページで公表した。 ○平成23年版環境白書及び鹿児島県の環境（環境白書概要版）を県のホームページに掲載。
333	5 公害紛争の適正処理 ○公害紛争処理制度の県民への周知を図ります。	環境林務課	5 公害紛争の適正処理 ○公害紛争処理制度について、県ホームページに掲載し、県民への周知に努めた。
334	○公害苦情に関する情報を県民や事業者へ提供します。	環境林務課	○公害苦情件数について、県環境白書や県ホームページに掲載し、県民や事業者への情報提供に努めた。
335	○公害の苦情相談については、保健所等に配置されている公害苦情相談員が相談等に応じ、迅速かつ適切な解決に努めます。	環境林務課	○保健所等に配置されている公害苦情相談員等が55件の公害苦情相談に対応した。
336	○市町村等の公害苦情担当課と連携し、迅速かつ適切な解決に努めます。	環境林務課	○市町村等の公害苦情担当課と連携し、迅速かつ適切な解決に努めた。
337	○公害の紛争については、公害紛争処理法に基づく公害審査会において、あっせん、調停、仲裁を行うなど、迅速かつ適切な解決を図ります。	環境林務課	○平成24年度は、公害審査会への申請はなかった。
338	6 環境に配慮した事業活動等の促進 ○環境に配慮した事業活動等を促進するため、環境マネジメントシステムの導入や普及促進を図ります。	地球温暖化対策課	6 環境に配慮した事業活動等の促進 ○かごしま産業支援センターによるISO14001基礎講座、内部監査員養成講座の開催。 ○簡易型環境マネジメントシステム導入促進のための説明会の開催、パンフレットの配布
339	○小規模企業者等設備導入資金により、事業者の環境保全対策を促進します。	経営金融課	○小規模企業者等の公害防止施設等の設置を促進するため、小規模企業者等設備導入資金制度を実施。 ○一般廃棄物処理業者に対し、スーパー等から排出される食品残渣を飼料として再利用するための食品残渣リサイクル設備一式の導入資金の一部を平成17年度に貸付。
340	○リサイクル製品の活用やグリーン購入を促進します。	地球温暖化対策課	○「地球環境を守るかごしま県民運動」において、重点行動項目を決めて実践行動を推進。
341	○県環境物品等調達方針を毎年作成し、県自ら環境に配慮した製品等の購入・使用等に努めます。	地球温暖化対策課	○「ごみ減量等推進研修会」の開催、「県ごみ減量化・リサイクル推進協議会」において、ごみ減量化やリサイクル等の取組を推進するとともに、県ホームページで普及啓発。 ○県環境物品等調達方針を毎年作成し、県自ら環境に配慮した製品等の購入・使用等を実践。
342	○県中小企業融資制度（地球温暖化対策資金）により、事業者の環境に配慮した経営や事業創出の取組を促進します。	経営金融課	○中小企業者等が、環境配慮型の経営を行おうとするとき又は環境配慮型の事業を創出しようとするときに必要な資金の融資に対し、保証料の一部助成を行った。 ○県中小企業融資制度の融資を受けるに当たり、環境マネジメントシステム（ISO14001又はエコアクション21）を導入している中小企業者等に対して、取扱金融機関は融資利率を下げるこができる取組を実践した。
343	○県庁環境保全率先実行計画に基づき、県の事務・事業における温室効果ガスの排出削減に向けた取組を推進します。	地球温暖化対策課	○「県庁環境保全率先実行計画」に基づき省エネルギーの推進、リサイクルの徹底など、日常の活動を通じた環境への負荷の削減に努め、温室効果ガスの削減を推進。
	第5節 環境保全に関する重点施策 1 かごしま低炭素社会モデル創造事業の推進		第5節 環境保全に関する重点施策 1 かごしま低炭素社会モデル創造事業の推進
344	○住民や事業者を対象とした温暖化防止に関する講演会や電気自動車試乗会を開催し、家庭における温暖化防止に関する取組・実践を促進します。	地球温暖化対策課	○住民や事業者を対象とした温暖化防止に関する講演会、CO2フリーの島づくりのパネル展示、電気自動車試乗会を開催し、家庭における温暖化防止に関する取組・実践を促進。
345	○住民や事業者における電気自動車や充電設備の導入を促進します。	地球温暖化対策課	○電気自動車50台、充電設備5台の導入助成を実施。
346	○企業と連携し、島内の再生可能エネルギーを活用した先進的な地域づくりを促進します。	地球温暖化対策課	○企業と連携し、島内の再生可能エネルギーを活用した先進的な地域づくりを促進。
347	○電気バスの導入に向けた取組を促進します。	地球温暖化対策課	○電気バスの導入に向けた取組の検討。
348	○カーボンオフセットや電気自動車利用等を組み込んだ旅行商品の開発・販売を促進します。	地球温暖化対策課	○屋久島旅マップによる情報発信。
349	○適切な森林整備の推進や木質バイオマスの利用促進を図ります。	森林経営課 かごしま材振興課	○それぞれの森林の発揮すべき機能に配慮した適切な森林整備を実施。 ○木質バイオマスエネルギーの新たな分野への利用可能性や木質燃料の安定供給に関する調査・検討を実施。
350	○屋久島全体の温室効果ガスの排出削減を図るため、「屋久島低炭素社会地域づくり構想」に基づいた分野別の取組を推進します。	地球温暖化対策課	○屋久島低炭素社会地域づくり協議会において、分野別取組の情報交換や構想に基づく取組を検討。

351	○かごしま低炭素社会モデル創造事業に係る取組について、県ホームページに公表するなど積極的な情報発信に努めます。	地球温暖化対策課	○県ホームページや各種イベント等を通じて、屋久島における取組を積極的に情報発信。
352	2 地球温暖化防止に貢献する森林づくりの推進 ○機能が低下した保安林において、治山事業等による保全対策を実施するとともに、保安林の適切な管理と指定の拡充を図ります。	森づくり推進課	2 地球温暖化防止に貢献する森林づくりの推進 ○治山事業により39.8haの造成・維持管理を実施。
353	○シカ等の野生鳥獣や松くい虫等による森林・林業被害を防護策の設置等により防止します。	森づくり推進課	○松くい虫被害を防止するために薬剤の空中散布857ha、地上散布156ha、伐倒駆除等7,419m ² を実施。
354	○化石燃料の使用を抑制するため、製材工場の残材等を木質バイオマスの発電施設やボイラーの燃料等として活用の促進を図ります。	かごしま材振興課	○木質バイオマス利用施設の整備（1施設）を推進。
355	○温室効果ガス排出量の全部又は一部を森林整備等による吸収量でオフセット（埋め合わせ）するカーボンオフセットの取組を推進します。	地球温暖化対策課	○事業者、県民などの自発的な温室効果ガスの排出削減を促進するため、「かごしまエコファンド制度」によるカーボン・オフセットの取組を推進。
356	○事業者等による森林の整備を促進します。	森林経営課 かごしま材振興課	○森林吸収源対策推進プランは平成19年度で終了。平成19年度末までに道路開設7,728m（累計）、森林整備・保全1,180ha（累計）を実施。 ○健全な森林を育成するため森林の整備を実施するとともに、特に間伐については間伐推進5カ年計画に基づき実施。
357	3 地球環境を守るかごしま県民運動の推進 (1) 県民運動推進体制等 ○県民運動については、「地球環境を守るかごしま県民運動推進会議」により推進します。	地球温暖化対策課	3 地球環境を守るかごしま県民運動の推進 (1) 県民運動推進体制等 ○県民運動推進大会を開催するとともに、県民運動推進員の研修会を県内5箇所で開催。
358	○「県地球温暖化防止活動推進センター」を中心に地球温暖化に関する普及啓発や情報提供などに取り組みます。	地球温暖化対策課	○平成16年6月に指定した、本県の地球温暖化対策の普及啓発の拠点となる「県地球温暖化防止活動推進センター」を中心に、情報提供などを実施。
359	○地域や企業・団体等において、普及・啓発や指導・助言を行う「地球環境を守るかごしま県民運動推進員」や「地球温暖化防止活動インストラクター」による県民運動の展開を推進します。	地球温暖化対策課	○地球温暖化対策に関して知識を有し、普及啓発等の活動・指導経験のある9名を平成24年4月地球温暖化防止活動インストラクターとして委嘱（H24.4～H26.3）。
360	(2) 県民運動の展開 ○毎年度、重点行動項目を設定し、自主的・積極的な環境保全活動を推進します。	地球温暖化対策課	(2) 県民運動の展開 ○電気、水、燃料使用量の削減、廃棄物の減量化やリサイクル等毎年度重点行動項目を決めて、運動を推進。
361	○地球環境問題への理解と認識を深めるとともに、県民運動の推進を図るため、県民運動推進大会を毎年開催します。	地球温暖化対策課	○地球環境を守るかごしま県民運動推進大会を鹿児島市で開催（平成24年6月）し、地球温暖化防止に関する講演や環境保全活動団体等の表彰を行った。
362	○毎月5日を「エコライフデー」に設定し、電気・水・燃料などの省エネ活動やエコドライブの取組を促進します。	地球温暖化対策課	○「地球環境を守るかごしま県民運動」においてエコライフデーを定め、月別にテーマを決めて実践活動を促進。
363	○省エネ活動やエコドライブへ取り組む「CO ₂ ダイエット作戦」を促進します。	地球温暖化対策課	○エコスタイル（クールビズ・ウォームビズ）等に取り組む事業所（CO ₂ ダイエット宣言事業所）の募集・登録を行い、宣言事業所に対して地球温暖化防止に係る情報提供等を実施。
364	(3) 環境学習ネットワークの構築推進 ○生命と環境の学習館（かごしま県民交流センター内）の活用を促進します。	地球温暖化対策課	(3) 環境学習ネットワークの構築推進 ○「生命と環境の学習館」において、指導者養成講座など様々な講座や学習会を開催。
365	○学校における環境教育との連携を図ります。	地球温暖化対策課	○小中学校、高校へ環境学習アドバイザーを派遣。
366	○「こどもエコクラブ」の設置を促進します。	地球温暖化対策課	○平成24年度は、48クラブ（会員1,631人）が登録。
367	○環境学習指導者人材バンクの充実及び活用の促進を図ります。	地球温暖化対策課	○人材バンクに91人登録し、県ホームページで公開。（H25.3末時点）
368	○子供たちの環境に対する理解や意識を高めるため、「かごしまこども環境大臣」の取組をさらに推進します。	地球温暖化対策課	○県内各地の環境保全活動を積極的に実践している小中学生6名を、こども環境大臣に任命。 ○こども環境大臣サミットを8月9～10日に開催。かごしまこども環境宣言2012を作成 ○県内で開催された様々な環境イベントへの参加。
369	(4) かごしま環境パートナーズ制度の推進 ○「かごしま環境パートナーズ制度」に基づく協定の締結をさらに推進します。	地球温暖化対策課	(4) かごしま環境パートナーズ制度の推進 ○「かごしま環境パートナーズ制度」に基づく協定の締結を推進。
370	○協定を締結した企業との協働による環境保全対策を推進します。	地球温暖化対策課	○協定を締結した企業との協働による環境保全対策を推進。

371	○県ホームページを活用した取組の普及啓発に努めます。	地球温暖化対策課	○県ホームページや県政広報番組を活用し、取組の普及啓発を実施。
372	4 新エネルギー導入の推進 ○新エネルギーに関する情報について県ホームページに掲載するなど県民に対する普及啓発に努めます。	地球温暖化対策課	4 新エネルギー導入の推進 ○県ホームページや新エネルギー・環境フェア、新エネルギー導入セミナー等を活用した普及啓発を実施。
373	○事業者に対する普及啓発に努め、太陽光やバイオマスなど新エネルギーの導入を促進します。	地球温暖化対策課	○新エネルギー導入セミナーなどを通じた、普及啓発活動の実施。
374	○県や市町村による公共施設への新エネルギーの導入を推進します。	地球温暖化対策課	○鹿児島養護学校において、太陽光発電(152kW)を導入。
375	○県内の新エネルギー関連企業の育成や県外企業の誘致を積極的に行い、雇用を創出し、地域振興を促進します。	地球温暖化対策課 産業立地課	○メガソーラー設置事業者に対する候補地に関する情報提供。 ○県内企業の環境・新エネルギー分野への参入支援や環境・新エネルギー関連企業の立地に向け誘致活動を展開。
376	○県民が新エネルギーについて関心や理解を深めるとともに、その導入を促進するため、体験しながら楽しく学べる新エネルギーに関するイベントを開催します。	地球温暖化対策課	○新エネルギー・環境フェア及び親子新エネルギー工作教室などを通じた普及啓発を実施。
377	○市町村や事業者等による新エネルギーの導入を促進するため、関係事業者、市町村担当職員等を対象として、新エネルギーの研修会等を開催します。	地球温暖化対策課	○新エネルギー導入セミナー及び新エネルギー導入セミナー現地研修会などを通じた普及啓発を実施。
378	○環境に配慮した学校施設(エコスクール)の整備やエネルギーに関する読本の作成、配布などを通じて、新エネルギーに関する教育を推進します。	地球温暖化対策課	○親子新エネルギー工作教室などを通じた普及啓発を実施。
379	○県民が市町村においてエネルギーに関する情報の入手や導入の相談等を受けることができるよう、市町村に対して新エネルギーに関する情報の提供に努めます。	地球温暖化対策課	○新エネルギー導入セミナー及び新エネルギー導入セミナー現地研修会などを通じた情報提供。
380	○太陽光による発電など地域特性を生かした新エネルギーの導入を促進します。	地球温暖化対策課	○災害時に地域の防災拠点となり得る民間施設に対する再生可能エネルギーや蓄電池の導入及び住宅用太陽光発電に対する助成を実施。
381	○「県木質バイオマスエネルギー活用指針(平成22年2月)」等に基づくバイオマス発電やバイオマス熱利用等のエネルギー利用施設の導入を促進します。	かごしま材振興課	○木質バイオマスエネルギーの新たな分野への利用可能性や木質燃料の安定供給に関する調査・検討を実施。
382	○自主的な環境学習や環境保全活動を促進するため、環境学習指導者人材バンクの利用を促進します。	地球温暖化対策課	○人材バンクに69人登録し、県ホームページで公開。(H24.3末時点)
383	5 環境共生住宅の普及促進 ○環境共生住宅に関する情報の一元的・体系的な提供に努めます。	住宅政策室	5 環境共生住宅の普及促進 ○かごしま環境共生住宅について、ホームページによる情報提供。
384	○一般住宅の高断熱化やLEDを使用した省エネルギー機器、太陽光発電システム、高効率給湯器の導入を促進します。	地球温暖化対策課	○新エネルギー・環境フェアを開催し、省エネ機器や新エネルギー製品や環境保全関連機器等の展示などを通じ、普及啓発を実施。
385	○太陽光発電システムについては、国の助成制度や買取制度等を有効に活用しながら住宅への導入を促進します。	地球温暖化対策課	○住宅用太陽光発電設備導入に対する助成等の導入促進策を実施。
386	○環境に配慮した資材の利用や屋上緑化等を促進します。	住宅政策室	○かごしま環境共生住宅について、ホームページによる情報提供。
387	6 ごみ減量化・リサイクルの推進 (1) 普及啓発活動の展開 ○県民自ら大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを見直し、廃棄物の減量化など環境に対する負荷の軽減に努めるとともに、リサイクル製品を積極的に利用するよう普及啓発に努めます。	廃棄物・リサイクル対策課	6 ごみ減量化・リサイクルの推進 (1) 普及啓発活動の展開 ○「ごみ減量等推進研修会」の開催、「県ごみ減量化・リサイクル推進協議会」において、ごみ減量化やリサイクル等の取組を推進するとともに、県ホームページで普及啓発。
388	○産業廃棄物の適正処理について、県民の理解を深めるための啓発に努めるとともに、産業廃棄物に関する情報を積極的に提供します。	廃棄物・リサイクル対策課	○産業廃棄物処理に係る先進地視察の実施。
389	(2) 循環システムの構築 ○容器包装リサイクル法に基づき、各市町村が策定した市町村分別収集計画により、ペットボトルやアルミ缶などのリサイクルを促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	(2) 循環システムの構築 ○県内の全市町村が、容器包装リサイクル法に基づき策定した第6期分別収集計画により分別を行い、リサイクルを促進。
390	○家電リサイクル法に基づき、テレビ、エアコンなど対象家電品目が適正なルートで回収され、リサイクルが促進されるよう県民や事業者に対する普及啓発を図ります。	廃棄物・リサイクル対策課	○家電リサイクル法の円滑な実施を図るとともに、離島地域における収集運搬料金の負担軽減等について国に要望。
391	○自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車の適正処理やリサイクルを促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○自動車リサイクル法の円滑な実施を図るとともに、離島からの海上輸送費の8割を助成する離島対策支援事業((公財)自動車リサイクル促進センター)の円滑な運用を促進。

392	○再資源化・熱回収焼却施設などの広域的整備を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○循環型社会形成推進交付金事業の導入により、種子島地区広域事務組合において、熱回収施設及びリサイクルセンターが完成し、平成24年度から稼働開始したほか、同組合及び南薩地区衛生管理組合において、平成24年度にストックヤードが完成。
393	○ごみを破砕選別し資源化するとともに、リサイクルを推進するための拠点であるリサイクルセンター等の広域的な整備を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○循環型社会形成推進交付金事業の導入により、種子島地区広域事務組合において、リサイクルセンターが完成し、平成24年度から稼働開始。
394	○多量の産業廃棄物を排出する事業者に対して、産業廃棄物の減量化やリサイクルを含む処理計画の作成を義務づけるほか、事業者間における産業廃棄物のリサイクルに関する情報交換制度の周知・活用を図ることにより、事業活動における廃棄物の減量化やリサイクルを促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○産業廃棄物の多量排出事業者（年間1,000トン以上を排出）の140事業所及び特別管理産業廃棄物の多量排出事業者（年間50トン以上を排出）の24事業所が処理計画を策定。 ○産業廃棄物の提供情報304件、受入情報159件を県ホームページに掲載。
395	○建設廃棄物等のリサイクルを促進するため、推進体制を整備し、建設工事発注者や受注者にそれぞれ適切な役割分担を求めるとともに、解体工事業者等に対して適正処理を指導します。	技術管理室	○建設業者を対象に行っている研修の中で、建設リサイクル法の概要等を説明し、適正処理を指導。
396	(3) 環境関連企業の立地促進、減量化・リサイクルに関連する情報提供や調査研究等 ○環境関連企業の立地を促進するとともに、県内の企業や研究機関における廃棄物の減量化やリサイクルに関連する調査研究を促進します。	産業立地課	(3) 環境関連企業の立地促進、減量化・リサイクルに関連する情報提供や調査研究等 ○環境・新エネルギー関連企業の立地に向け誘致活動を展開。
397	○環境関連企業の育成・創出や新規企業の県内誘致を積極的に行い、地域振興を促進します。	産業立地課	○産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルに資する施設整備及び研究開発に対する補助制度を実施（H17～）（施設整備2件、研究開発1件） ○県内企業の環境・新エネルギー分野への参入支援や環境・新エネルギー関連企業の立地に向け誘致活動を展開。
398	7 エコパークかごしま（仮称）整備促進事業の推進 ○薩摩川内市川永野地区において、財団法人鹿児島県環境整備公社が行う産業廃棄物管理型最終処分場の整備や運営を支援します。	廃棄物・リサイクル対策課	7 エコパークかごしま（仮称）整備促進事業の推進 ○公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備等の費用に充てるための基金を設置（H17～）
399	○関係自治会への説明会や先進地視察、広報紙の発行などにより、管理型最終処分場の安全性などについて、住民の理解に努めます。	廃棄物・リサイクル対策課	○関係自治会への説明会や先進地視察、環境整備公社だよりの配布等普及啓発活動を実施。
400	○施設周辺の方々のよりよい生活環境の整備や地域活性化を図るため、道路整備や河川改修、簡易水道の上水道への切替などの地域振興策に取り組みます。	廃棄物・リサイクル対策課	○県道百次木場茶屋線の道路改良工事等を実施。 ○準用河川阿茂瀬川の橋梁架け替え工事等を実施。 ○関係1自治会に対し自治会活動等支援金を交付。
401	8 屋久島環境文化村構想の推進 ○優れた自然を守り育てるとともに次世代に引き継ぐため、国等と連携しながら世界自然遺産に登録された地域の適正な保全に努めます。	自然保護課	8 屋久島環境文化村構想の推進 ○国・県・地元町等からなる「屋久島山岳部利用対策協議会」を2回開催し、山岳部における利用の適正化を図るとともに、屋久島山岳部の保全のための協力金について検討を行った。 ○屋久島への登山客や観光客にマナー向上を呼びかける「屋久島マナーガイド」を37,000部作成・配布。
402	○屋久島環境文化村構想の推進体制の充実を図るとともに、構想の着実な推進に努めることにより、屋久島の優れた自然を活かした地域づくりを促進します。	自然保護課	○屋久島環境文化村センター入館者数62,146人、研修センター入館者数7,352人
403	○屋久島環境文化村センターや屋久島環境文化研修センターなどの屋久島環境文化村中核施設を充実するとともに、屋久島の自然を活かした自然体験型環境学習やエコツアーリズムを安全性に配慮しながら促進します。	自然保護課	○エコツアーガイドや観光関係者、教職員等、広く一般社会人を対象とした「屋久島研究講座」を開講し、延べ331名が受講。 ○「屋久島自然文化体験セミナー」を年5回、「ガイドセミナー」を年2回開催。 ○屋久島環境文化村センター入館者数62,146人、研修センター入館者数7,352人
404	○屋久島の自然を活かしたイベントや国際交流の実施により、国内外に向けて情報を発信します。	自然保護課	○ニュージーランド（屋久島町：姉妹木盟約）との交流における助成。
405	○屋久島の自然環境の保全を図るため、関係機関と連携して自然保護の充実、さらには適正な利用促進のための特定の地域への過度の集中を避ける仕組みづくりなど適切な制度の導入の検討を進めます。	自然保護課	○国・県・地元町等からなる「屋久島山岳部利用対策協議会」や「屋久島エコツアーリズム推進協議会」において自然保護や山岳部等の適正な利用促進のための制度の導入の検討を行った。
406	○屋久島の自然を守り、屋久島環境文化村構想を推進するための募金を行い、屋久島のすばらしい自然環境を保全するために活用します。	自然保護課	○公益財団法人屋久島環境文化財団において寄付を募り、集まった募金は財団の各種事業に充て、屋久島のすばらしい自然環境を保全するために活用した。
407	○屋久島の山岳におけるトイレのし尿の人力搬出経費や維持管理費などに充てる山岳部保全募金の周知に努めます。	自然保護課	○山岳部において屋久島山岳部保全募金を実施し、その普及に努めた。
408	9 奄美群島自然共生プランの推進 (1) 自然共生ネットワークの形成 ○奄美の地域資源などの「宝」を、保全・活用する施策として具体化するため、人や情報に係るネットワークを形成し課題に応じて情報の収集を行い、その情報を共有しながら合意形成を図り、連携・協力して施策を実施するよう努めます。	自然保護課	9 奄美群島自然共生プランの推進 (1) 自然共生ネットワークの形成 ○プランの毎年度の取組状況について、推進会議を開催し、関係者相互の一層の理解と着実な推進を促している。

409	(2) サンゴ礁と海岸の保全 ○サンゴ礁や海岸の生態系を保全するため、オニヒトデの駆除などの施策を関係機関と連携して推進します。	自然保護課	(2) サンゴ礁と海岸の保全 ○奄美群島において、平成16年度に選定した保全すべき重要なサンゴ礁海域の中でも、さらにサンゴの生育が比較的良好な区域でオニヒトデの効果的な駆除を実施。(平成24年度オニヒトデ捕獲数 676匹)
410	(3) 希少な野生動植物と森林の保全 ○アマミノクロウサギ、ルリカケス、イシカワガエル、ヤドリコケモモなどの希少野生動植物や奄美の森を保全するため、関係機関と連携して、重要な対象(種)と地域を関係法令や条例等により保護するとともに、生態系に重大な影響を及ぼす外来種など影響要因への対策を推進します。	自然保護課	(3) 希少な野生動植物と森林の保全 ○奄美群島における鳥獣保護区の指定については、第11次鳥獣保護事業計画に基づき進めているところであり、平成9年度から順次、名瀬市の金作原地区、住用村の金川岳地区、笠利町の蒲生崎地区など5箇所を新たに指定。平成24年度末現在、奄美群島では、24箇所約5,100ha(群島面積の4.1%)の鳥獣保護区を指定。 ○希少種を含む奄美大島特有の生物相を保護するため、平成12年度から外来種のマンガースの本格駆除を実施。
411	(4) 身近な自然の保全 ○里地里山等を保護・管理・保全するための森林整備などの施策を一体として推進します。	環境林務課 森林経営課 森づくり推進課	(4) 身近な自然の保全 ○各種開発行為の許可申請の事前指導において、必要な場合には赤土流出防止対策を指導。 ○広葉樹の植栽など樹種の多様性を増進する森林整備を実施。 ○里山林等の松くい虫被害を抑えるため、森林病害虫等防除事業を実施。
412	(5) 自然再生の検討 ○学術的又は社会的価値を有する自然が、本来の姿を失っている場合や減少、衰退しつつある場合には、自然再生推進法の理念に基づいて、地域の合意形成を図りながら再生の検討を進めます。	自然保護課	(5) 自然再生の検討 ○プランの毎年度の取組状況について、推進会議を開催し、関係者相互の一層の理解と着実な推進を促している。
413	(6) 環境保全型自然体験活動(エコツーリズム)の推進 ○奄美の「宝」を活用した環境保全型自然体験活動(エコツーリズム)については、過剰な利用によって「宝」が損なわれないよう配慮しつつ、資源の総合的な利用や良質な情報の提供が行われるよう努めるとともに、ガイドの育成・組織化や新たなプログラムの開発等を推進します。	観光課 自然保護課	(6) 環境保全型自然体験活動(エコツーリズム)の推進 ○旅行エージェント等に対し、奄美の自然の魅力を宣伝し、旅行商品造成の促進に努めた。 ○エコツーリズムを推進するために、群島全体での会議を2回、各島での会議を26回開催した。また、エコツアーガイドの育成を推進するために、勉強会を4回開催した。
414	(7) 奄美のブランドの創出 ○奄美群島の固有の自然及びそれに育まれた生活や文化などの「宝」が保全されていることを積極的に発信して地域イメージを確立するとともに、これを商品の付加価値を高めるために活用します。	自然保護課 観光課	(7) 奄美のブランドの創出 ○プランの毎年度の取組状況について、推進会議を開催し、関係者相互の一層の理解と着実な推進を促している。 ○奄美パークにおいて、奄美群島の優れた自然、特異な文化など、観光情報や地域情報の発信に努めた。
415	(8) 自然に対する配慮の徹底 ○人と自然が共生する個性的な地域づくりのためには、地域住民自らが主体性を持った「主人公」となる必要があります。そのため、地域住民に対して「自然への配慮ガイドライン」の周知徹底を図り、自然に対する配慮を日常生活や通常の事業活動等において行うよう促進します。	自然保護課	(8) 自然に対する配慮の徹底 ○プランの毎年度の取組状況について、推進会議を開催し、関係者相互の一層の理解と着実な推進を促している。 ○奄美群島マナーガイドを増刷し、自然に対する配慮の徹底に努めた。
416	(9) 世界自然遺産登録に向けた取組 ○地域の合意形成のもと、奄美の自然への理解を深めてもらうため、パンフレット等の作成・配布などを通じて、奄美群島の世界自然遺産登録に向けた取組を積極的に推進します。	自然保護課	(9) 世界自然遺産登録に向けた取組 ○奄美群島の世界自然遺産登録に向け、保護地域指定に係る関係機関との調整や希少野生生物保護対策、地元住民に対する普及啓発等を実施。
417	10 ブルーリバー21の推進 ○県生活排水処理施設整備構想に基づき、生活排水処理施設の整備を促進し、公共用水域の水質保全や快適な生活環境の保全に努めます。	生活排水対策室	10 ブルーリバー21の推進 ○平成24年度末汚水処理人口普及率73.3%
418	○下水道法に基づく公共下水道の整備を促進します。	生活排水対策室	○平成24年度末下水道処理人口普及率40.3%
419	○農業振興地域については、農業集落排水処理施設の整備を促進します。	生活排水対策室	○農業集落排水事業等により、農業集落排水施設の整備を推進しており、平成24年度までに、9市12町2村58地区で事業に着手、うち9市12町2村の55地区で供用開始。
420	○漁港背後集落等については、漁業集落排水処理施設の整備を促進します。	漁港漁場課	○漁業集落排水施設の整備は、平成24年度までに7市町村13地区で事業に着手、うち11地区で供用開始。
421	○公共下水道等の整備対象とならない地域については、合併処理浄化槽の整備を促進します。	生活排水対策室	○平成24年度末浄化槽人口普及率30.1%

422	○単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を促進します。	生活排水対策室	○平成24年度末の浄化槽設置基数における合併浄化槽の比率59.4%
423	11 鹿児島湾ブルー計画の推進 ○鹿児島湾の水質保全目標及び水辺環境の保全管理目標の達成維持を図るとともに、良好な水辺環境の保全管理に努めます。	環境保全課	11 鹿児島湾ブルー計画の推進 ○鹿児島湾の水質は「水質保全目標」のレベルでおおむね良好に推移。「水辺環境の保全管理目標」に係る海水浴場の調査結果は湾内7箇所海水浴場の全てが「適」又は「可」。
424	○生活排水対策、事業場等排水対策、農業・畜産排水対策及び水産養殖対策など総合的な水質保全対策を推進することにより、汚濁発生源対策を促進します。	生活排水対策室 水産振興課 環境保全課 農産園芸課	○生活排水処理施設の整備を促進。平成24年度末汚水処理人口普及率73.3% ○県かん水養魚協会による養殖魚場の行使状況調査を受け、県魚類養殖指導指針に基づいた適正養殖が行われるよう指導するとともに、持続的に養殖魚場を利用するため、漁場改善計画に基づき、県内の全魚類養殖魚場を対象に漁協による水質等の調査実施を指導。 ○工場、事業場の立入検査を行い、排水基準違反に対しては、改善勧告等の行政指導を行った。 ○各種イベント等の中で鹿児島湾ブルー計画の啓発用パネルの展示、啓発用資料の配付を行うなど水質保全に対する意識の啓発を図った。 ○「でん粉工場排水処理に係る環境保全対策要領」等に基づき、適正な排水処理がなされるよう作業前の文書指導、作業時の巡回指導並びに行政措置を受けた工場に対する改善指導を実施。
425	○陸域、海域対策として、開発行為における環境への配慮を適正に行うなど環境の保全についての配慮に努めます。	環境林務課	○公有水面埋立法に基づくもの2件について審査し、環境の保全の見地から意見を述べた。 ○国土利用計画法に基づく届出等に際し、事業活動による環境への負荷の軽減を図るため、計画内容や周辺環境等を勘案して、環境に配慮した事業を実施するよう指導。
426	○県民に親しまれる自然海岸や干潟等については、水質浄化機能の維持・向上、生態系の保全及び住民の利用等に十分配慮しながら適切な保全管理に努めます。	環境保全課	○鹿児島湾奥地域生活排水対策協議会において水生生物による水質調査等を実施した。
427	○住民団体や県、市町村等で構成する鹿児島湾水質保全推進協議会や鹿児島湾奥地域生活排水対策協議会等における啓発活動等を積極的に行い、県民・関係団体・NPO・事業者等の十分な理解と協力のもとに自主的実践活動を促進します。	畜産課 環境保全課	○家畜排せつ物法に基づく管理基準に対応するため、関係機関が連携し、家畜排せつ物の適正処理を推進するための指導を実施 ○計画の推進にあたっては、「庁内連絡調整会議」や「鹿児島湾水質保全推進協議会（県、湾域6市2町、住民団体、事業者団体等）」を開催し、各関係機関が連携を図りながら推進した。 ○鹿児島湾奥地域生活排水対策協議会（県、湾奥3市、住民団体、事業者団体）は、周辺住民とともに環境研修会や水生生物による水質調査等の活動を実施した。
428	12 ダイオキシシン類等化学物質対策の推進 ○ダイオキシシン類対策特別措置法に基づくダイオキシシン類の常時監視や排出基準監視を通じ、ダイオキシシン類による汚染の防止及び監視体制の強化を図ります。	廃棄物・リサイクル対策課 環境保全課	12 ダイオキシシン類等化学物質対策の推進 ○ダイオキシシン類対策特別措置法等に基づき、14施設の排出ガス、排水及び地下水を採取・分析した結果、すべて排出基準等に適合した。 ○ダイオキシシン類常時監視調査(大気4地点/年2回、水質・底質11地点/年1回、地下水水質6地点/年1回、土壌6地点/年1回)を実施した。
429	○ダイオキシシン類常時監視調査結果や排出基準監視調査結果、自主測定結果を県ホームページで公表します。	廃棄物・リサイクル対策課 環境保全課	○廃棄物焼却炉の排出ガス、最終処分場の地下水・放流水の測定結果をホームページ上で公開。 ○ダイオキシシン類常時監視調査結果をとりまとめ、県ホームページで公表。
430	○県廃棄物処理計画等に基づき、焼却施設（熱回収施設を含む）の整備を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○循環型社会形成推進交付金事業の導入により、ごみ焼却施設1箇所（種子島地区広域事務組合）が完成し、平成24年度から稼働。
431	○PRTTR制度に基づく化学物質の排出量・移動量を把握するとともに、有害化学物質の管理の促進や環境汚染実態調査に取り組みます。	環境保全課	○452事業所から届出があり、これを受理し、国に送付。本県のPRTTRデータをまとめ、県ホームページで公表。
432	○有害大気汚染物質モニタリング調査結果やPRTTR制度に基づく化学物質の排出量・移動量調査結果を県ホームページで公表します。	環境保全課	○調査結果を取りまとめ、県ホームページで公表。
433	13 環境と調和した農業の推進 (1) 環境と調和した産地づくり ○家畜排せつ物等の有機物を有効活用した良質なたい肥生産に努めるとともに、それらのたい肥を用いた土づくりを推進し、畜産県である本県の特徴を活かした持続性の高い、環境と調和した農業の導入を促進します。	食の安全推進課	13 環境と調和した農業の推進 (1) 環境と調和した産地づくり ○県農業環境協会堆肥部会と連携して、良質堆肥生産の技術指導や利用促進のための啓発・普及活動を実施。
434	○土壌診断に基づく肥料の適正な使用に努めるとともに、病害虫発生予察による適期・的確な防除や天敵・フェロモン等を活用した総合的な防除を進めます。	食の安全推進課	○土壌診断に基づく適正な施肥により化学肥料の10アール当たりの施肥量は71.9%（H23/H8比）に削減。病害虫発生予察に基づく農薬の適正使用により、10アール当たり使用量は約43%（H24/H8比）に削減。 ○総合的病害虫・雑草管理技術（IPM）の普及推進を図るためのシンポジウムを開催。

435	○農業用廃プラスチック類の処理については、再生処理を基本とし、地域ぐるみの回収を促進します。	食の安全推進課	○地域ぐるみの回収処理の推進により、農業用廃プラスチックの4,403トン（総排出量の約76%）を再生処理。
436	○健全な土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組むエコファーマーを確保・育成するとともに、これらの取組に対する消費者の理解を促進します。	食の安全推進課	○エコファーマーが新たに70人（累計4,661人）認定されるなど、産地ぐるみでの取組が増加。
437	(2) 環境にやさしい畜産経営の実現 ○県環境保全型畜産確立基本方針や県畜産環境保全対策指導指針に基づき、畜産農家への巡回指導、畜産経営に起因する環境汚染問題の解決を図るとともに、家畜排せつ物の有効利用を促進し、環境保全型畜産の確立を目指します。	畜産課	(2) 環境と調和した畜産経営の実現 ○家畜排せつ物法に基づき、環境汚染の防止を図るため、家畜排せつ物処理施設の整備を推進するとともに巡回指導や家畜排せつ物の処理技術の改善指導を実施。 ○資源リサイクル畜産環境整備事業や畜産環境整備リース事業等により、畜産農家22戸に対して家畜排せつ物処理施設等の整備を実施。
438	○たい肥コンクールや生産指導等によるたい肥の品質向上と耕種面での利用を促進します。	食の安全推進課	○「堆肥コンクール」や「堆肥生産利用研修会」を開催し、良質堆肥の生産・利用の推進に取り組んだ。
439	(3) 農業技術の開発・普及 ○化学肥料・化学合成農薬等の使用を低減するための技術の開発を進めるとともに、これらの普及に努めます。	農産園芸課	(3) 農業技術の開発・普及 ○農薬の使用量については、茶の害虫であるハマキムシ類の性フェロモン剤を活用した総合防除体系の普及・啓発を実施。
		食の安全推進課	○病虫害発生予察情報の提供等による農薬の適正使用により、10アール当たり使用量を約43%（H24/H8比）に削減。 ○普及・研究・行政が一体となった活動による、いちご、ピーマン、茶等のIPMモデル産地の育成。
		農業開発総合センター	○水稲・露地野菜のリン酸・加里肥料削減に向けた試験を実施。 ○サトウキビの収量安定化のため、収穫残渣のすき込みを行った場合の減肥試験を実施。 ○有機農業で利用する有機物の種類及びその施用量を検討。 ○チャの病害輪斑病の農薬耐性菌の拡大を防止する効果的防除試験を実施。 ○ピーマンの線虫や青枯病等に対する複合抵抗性台木品種を育成するため、県内各産地の線虫に対する抵抗性評価と育成台木系統の適応性試験を実施。 ○サツマイモ畦立と同時に肥料や農薬の畦内精密施用を行う機械化試験を実施。
440	(4) 推進体制 ○環境と調和した農業を総合的に推進するため、県農業環境協会など関係機関・団体と一体となって取り組みます。	食の安全推進課	(4) 推進体制 ○県農業環境協会等関係機関・団体と一体となって、「環境と調和した農業」の実現のための総合的な啓発・普及活動を実施。
441	14 環境学習ネットワークの構築 ○自然環境や地球環境など環境に関する情報を収集するとともに、提供する体制の整備に努めます。	地球温暖化対策課 自然保護課	14 環境学習ネットワークの構築 ○かごしま県民交流センター「生命と環境の学習館」において、各種書籍、パンフレット等により環境保全活動等に関する情報を県民に提供。 ○屋久島環境文化村センターにおいて、屋久島の自然や文化等に関する情報を提供。
442	○屋久島環境文化村中核施設（屋久島環境文化村センター、屋久島環境文化研修センター）や県環境保健センター、奄美野生生物保護センター、屋久島世界遺産センター、大学等教育機関、事業者、民間団体等の連携を強化します。	自然保護課	○平成24年度実績なし。
443	○生命と環境の学習館（かごしま県民交流センター内）を環境学習の拠点として活用します。	地球温暖化対策課	○「生命と環境の学習館」において、指導者養成講座など様々な講座や学習会を開催。
444	○屋久島環境文化村中核施設などによる自然を活かした自然体験型環境学習を推進します。	自然保護課	○エコツアーガイドや観光関係者、教職員等、広く一般社会人を対象とした「屋久島研究講座」を開講し、延べ331名が受講。 ○「屋久島自然文化体験セミナー」を年5回、「ガイドセミナー」を年2回実施。
445	○自主的な環境学習や環境保全活動に対し、環境学習指導者人材バンクの充実や活用、促進を図るとともに、民間団体相互のネットワークづくりを促進します。	地球温暖化対策課	○人材バンクに91人登録し、県ホームページで公開。（H25.3末時点） ○環境保全に関して知識を有する者及び環境保全活動の実践者の中から、18名を環境学習アドバイザーとして委嘱（平成23年4月から2年間）。各種団体等が実施する環境学習講座や自然観察会等にこの環境学習アドバイザーを講師として30回派遣し、2,032人が講座等を受講。
446	○「かごしま子ども環境大臣」の任命等を通じ、子供たちに対する環境への意識高揚に努めます。	地球温暖化対策課	○県内各地の環境保全活動を積極的に実践している小中学生6名を、子ども環境大臣に任命。 ○子ども環境大臣サミットを8月9～10日に開催。かごしま子ども環境宣言2012を作成。 ○県内で開催された様々な環境イベントへの参加。